

第二十六回国会
衆議院

商工委員會議録
第九号

昭和三十三年三月五日(火曜日)
午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 福田 篤泰君

理事小笠 公昭君 理事鹿野 彦吉君

理事小平 久雄君 理事笹本 一雄君

理事西村 直己君 理事加藤 清二君

理事松平 忠久君

阿左美廣治君 大倉 三郎君

菅 太郎君 田中 角榮君

中村庸一郎君 福井 順一君

横井 太郎君 井手 以誠君

伊藤卯四郎君 佐々木良作君

田中 利勝君 滝井 義高君

多賀谷眞稔君 中崎 敏君

帆足 計君

出席國務大臣 水田三喜男君

出席産業大臣 長谷川四郎君

出席政府委員 松尾 金藏君

通商産業事務次官 松尾 金藏君

(大臣官房長) 讃岐 喜八君

通商産業事務官 (石炭局長) 小岩井康朗君

(通商産業事務官) 山本 三郎君

(建設技官) 河川局長 同外一件(田中久雄君紹介)(第一五九二号)

委員外の出席者 總理府事務官 柴田 護君

(自治庁財政部財政課長) 新沢 寧君

農林事務官(水産庁漁政部長) 佐藤 京三君

通商産業事務官 (石炭局鉱務課長) 小倉 俊夫君

(日本国有鉄道副總裁)

日本国有鉄道参事 (総裁室法務課長) 鶴沢 勝義君

日本国有鉄道参事 (施設局長) 今井 四郎君

専門員 越田 清七君

三月二日

委員森山欽司君辞任につき、その補欠として山手満男君が議長の指名で委員に選任された。

三月五日

委員片島港君、佐竹新市君及び田中武夫君辞任につき、その補欠として井手以誠君、滝井義高君及び伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月四日

輸出保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出第七九号(予))

同月一日

中小企業団体法制定に関する諸願 (奥村又十郎君紹介)(第一五八九号)

同(木崎茂男君紹介)(第一五九〇号)

同(栗山博君紹介)(第一五九二号)

同(坊秀男君紹介)(第一五九三号)

同(渡邊良夫君紹介)(第一五九四号)

同(阿左美廣治君紹介)(第一六四三号)

同(池田清志君紹介)(第一六四四号)

同(日井莊一君紹介)(第一六四五号)

同(宇都宮徳馬君紹介)(第一六四六号)

同外二十一件(内田常雄君紹介)(第一六四七号)

同外一件(内海安吉君紹介)(第一六四八号)

同外一件(大野市郎君紹介)(第一六四九号)

同(荻野豊平君紹介)(第一六五〇号)

同(大島秀一君紹介)(第一六五一号)

同外十五件(加藤鎌五郎君紹介)(第一六五二号)

同(小泉純也君紹介)(第一六五三号)

同(小林鍬君紹介)(第一六五四号)

同(島村一郎君紹介)(第一六五五号)

同外九件(戸塚九一郎君外三名紹介)(第一六五六号)

同(徳田與吉郎君紹介)(第一六五七号)

同(野田卯一君紹介)(第一六五八号)

同外一件(林博君紹介)(第一六五九号)

同外十七件(保利茂君紹介)(第一六六〇号)

同(松田竹千代君紹介)(第一六六一号)

同(山口好一君紹介)(第一六六二号)

同(山手満男君紹介)(第一六六三号)

同外六件(米田吉盛君紹介)(第一六六四号)

電話加入権を担保とする金融機関に全国都市電話組合連合会を指定の請願(阿左美廣治君紹介)(第一六六二八号)

小売市場立防止に関する諸願(加藤鎌五郎君紹介)(第一六四二二号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)

○福田委員長 これより会議を開きます。

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案及び臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案を一括議題とし審査を進めます。質疑に入ります。質疑の通告がありますのでこれを許します。伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 昨年の夏でございまして、本委員会から、代表者が国政調査の使命を持って鉱害地等を視察にそれぞれ出かけた。九州福岡の最もひどい地区を視察しまして、その結果の報告書というものが、それをまとめた上で、本委員会の院議として議決をいたしました。その項目が六項目になって、それを当局に要請をしております。それについて通産省側では、家屋

の問題と特鉱法の一年延長問題とは取り上げられておるようであります。が、あとの重要な院議決定になっておるものが具体的に取上げられておらぬようでありまして、院議尊重の上から、これらの問題をどのようにお考えになって処理されようとおるか、こういう点を先にまず伺いたい。

○長谷川政府委員 委員会の決議等もございまして、当然尊重することとてございまして、その後の経過について御報告を申し上げます。

鉱害賠償及び鉱害復旧制度に関する本委員会の御決議もありましたので、その後現地におきまして被害者の方々に初め関係各位の熱心な御協力のもとに次のような処置を講ずることとしたのでございまして。

第一に、賠償責任者たる炭鉱が所在不明であり、または資力を有しないような鉱害を復旧する場合に、河川道路等の公益施設につきましては、現在地方公共団体が復旧費の六割を負担することになっておりますが、負担を三割程度に軽減することにつきまして、目下この大蔵省の了解を得たので、目下これに伴いまして施行政令の改正を準備しておるのであります。なお炭鉱が無資力または所在不明の鉱害を復旧するに当りましては、慎重に現地調査を行い、これらの防止には万全を期する所存でございまして。

第二には、鉱害家屋の復旧につきましては、臨時石炭鉱害復旧法に基づきまして、家屋を復旧することができ

ように、ただいま同法の一部改正案を提案いたしておる通りでございますが、さしあたり年度内につきましては国の補助金として七千万円を予算に計上いたしまして、約一千戸の家屋復旧を計画しておるのであります。

第三に、鉱業権者の鉱害賠償資金の確保に關しましては、税法上の処置につきましては、その後大蔵省及び国税庁との再三の折衝の結果、その処置に急を要する安定鉱害につきまして必要な資金をあらかじめ積み立てて、これを損金に算入することにつきまして、おおむね了解を得ておるのでございます。

第四に、従来何らの予算処置も講ぜられていなかった和解の仲介制度に對しましては、年度内は予算を計上いたしております。これを活用して、鉱害測量の充実と相俟つて鉱害紛争の円滑な処理に努力する所存でございます。

第五に、鉱害測量の充実につきましては、来年は一千万円の予算を計上しており、鉱害紛争の合理的な解決に資するとともに、広く石炭の採掘と社会公益の調整をはかるために必要な資料を得る目的をもつて、年度内は鉱害地帯に重点を置いて測量を大規模に実施する計画でございます。

第六に、特別鉱害の残事業の処理につきましては、その復旧に遺憾なきを期するために、法律の有効期間を昭和三十三年まで延長すべく、ただいま法律の改正案を提案いたしておる通りであります。

最後に、鉱害賠償供託金につき、被害者が権利を行使しようとする場合、従来はその手続に關する政令が公布されてないままになっておりまして

が、去る二月二日政令第十二号として制定いたし、本年の四月一日から施行の運びとなっておりますのであります。

以上はなほ簡単であります。本委員会の御決議に基きまして、その後処置の大略を御説明いたした次第でございます。なおこまかい点につきましては局長より御説明を申し上げます。

○伊藤(卯)委員 今非常にはだざわりのいいような御答弁を聞きまして、多分事務当局の方で国会答弁としてはだざわりのよく書いたものだと思うのであります。しかし当局側が熱心にこの問題を漸次解決しようとしておられるその点には私も深く敬意を表しております。

順次大きな点だけを伺つて参ります。臨時石炭鉱害復旧の法律制定当時の、いわゆる鉱害面積、鉱害量ですが、これらがどのくらいあったか、それから鉱害復旧法を制定してどのくらい復旧がされておるか、それからさらに新たなものがどのくらいその後できておるか、この点をまず先に一つ伺つておきたい。

○讀政政府委員 鉱害量の問題でございますが、この調査は御承知のように非常に困難でございます。今日まで福岡県の出しておられます資料、それから地元市町村でもお出しになってる資料があるものであります。そのいずれもしさいに検討していただきますと、非常にあいまいな点がございます。そういうわけで、私も非常にその点を苦慮いたしまして、毎年わずかにございまして予算を計上いたしまして鉱害量の調査をやつておるわけでございますが、これとても、十分これ

で大丈夫だといふところまで自信のある数字が出ておりません。これはまことに恐縮な次第でございますが、鉱害の問題につきましては、御承知のように鉱害であるかどうかという認否の問題がまず第一にあります。と、鉱害そのものが時々刻々に動いておると申します。移動しているというふうなこともございまして、はなはだ正確な数字を出すことは困難でございます。

一応調査いたしましたところによりまして御説明申し上げます。昭和二十六年におきまして、当時の資源庁が炭鉱から報告をとりまして調査いたしました数字を申し上げます。公共施設につきましては二十九億、農地が六千四百町歩、家屋が二百三十万坪、この数字になっております。まことに大ざっぱな数字でございますが、そういったしまして昭和三十一年度におきまして、広島及び福岡の通産局を中心として、調査をいたしました数字によりまして、公共施設が十七億、農地が五千九百町歩、家屋は二百三十万坪になっております。でございますから、二十

六年度の調査と三十一年度の調査とがどれだけの正確性を持つておるかといふことはしばらくおくといたしまして、二十六年と三十一年の差額をとつてみますと、公共施設におきましては十二億円の事業量の減少になっておりまして、農地におきましては五百町歩、家屋につきましては二十万坪の減少といふことになっておるわけでありまして、この減少額が今までやりました復旧の仕事に比べて少いということになるわけでございます。申しおくれましたが、今日までの復旧いたしました事業の合計が、公共施設におきまして

は十四億、農地におきましては千町歩、家屋については四十七万坪、これだけの復旧をやりましたが、減少額は、わずかに公共施設におきましては十二億、農地におきましては五百町歩、家屋については二十万坪、こういうことになっておる次第であります。

○伊藤(卯)委員 今局長が答弁された点ではきわめて抽象的でありまして、われわれは信することができません。そこでこれは本日私がここで具体的にそういう点も明らかにしてくれと言つても、調査が十分できておらないようでありまして無理であろうと思ひますが、これはできるだけ早い機会に、できるだけ正確なものを一つ資料としてお出しを願いたいと思ふので、つまりもう一回申し上げますと、臨時鉱害復旧法を制定する当時の鉱害の面積、量、それから法を制定した後

にどのくらい復旧をしたかという具体的なもの、それから新たなものがどのくらい発生をしたかということでございます。これらをわれわれが見ますと、鉱害に對して復旧がどの程度解決しつつあるかといふことを見ることのできるものであり、これを見ないと、われわれは鉱害がふえていくのか復旧がされていくのか、その辺の見当がつかぬのでございます。これは単に鉱害だけの問題ではなくて、ひいてはやはり農地、農作に關する問題等もあり、また公共施設の問題等もあり、家屋の問題等もあり、いろいろ社会問題等にも關連するのでありますから、そういう具体的なものを見た上で、われわれは国家的見地からこれらをどのように解決すべきかといふ大きな計画を立てなければならぬ、こう思ふのです。従つ

てこの資料が非常に重要であること、当局側も私多分御存じであらうと思ふ。そこで私は政務次官もおるからここで要求をいたしておきますが、事業団もできておることでありまして、これから事業団が主としてそれらの任務に當るべきだと思ひますけれども、聞くところによれば、調査機関といふか、そういうものも十分でないように思ひます。従つてこれは石炭局といふかあるいはその他の方面でも、これは役所でお考えになつた方がいいと思ひますが、やはり相当大きな問題でありますから、調査機関をお作りになつて、そしてそれらの必要な調査予算を計上して具体的に資料をお作りになるということが私まず鉱害復旧に對する大前提の一つではないか、こう思ふのであります。これらに對してどのようにお考えになつておるかということ一つ伺ひたい。

ついでながらあわせて、先ほど政務次官が御答弁になつた中で仲介制度等の問題について云々といふことにお答えになつておりますが、さきにも制度として仲裁裁定の機関があります。ところが昨年われわれが調査をいたしましたところ、仲裁裁定の委員は任命されてあるけれども、旅費も、旅費もない、あるいは日当もない、旅費も与えないといふのでありますから、機関を作つてみたところで、結局手銭手弁当でそれらの人が奉仕する道理はないのであります。その後われわれがいり調査の結果政府側に要請しまして、正式な予算でなく、何だか予備費といふか、そういうところから配慮されたことを聞いておりますが、そういうことでは本格的な調査なり、また

起つた問題の仲裁裁定なりというものもなかなかできないと思うのです。そういう点についての、さつき政務次官が言われた仲介制度に対する予算、あるいはあつせんに対するそういう委員の人々に対する旅費、日当というか、これはごまかい問題になりますけれども、そういう問題についても具体的にどのようにお考えになっておるか、以上の点をあわせてそれぞれ御答弁願います。

○讃岐政府委員 鉱害量の調査の問題は、御指摘の通り鉱害復旧計画の基本をなすものでございまして、これが正確に調査されなければならぬことはもちろんでございます。ただいま説明が不備であつたのでございますが、現在におきましては、わずかではございませうが、毎年二十五万円の予算を計上いたしまして現状把握に努めております。それで先ほど申し上げましたうちの三十一年度の状況をそれではもう少し詳しく申し上げたいと思ひます。農地におきましては五千九百町歩と先ほど申しましたが、金額にいたしまして九十一億二千四百六十九万一千円、家屋におきまして二百十萬坪と申し上げましたが、これは金額にいたしまして四十四億五千四百五十五万五千円、墓地その他が一億四千三百五十五万五千円、土木につきましては十一億二千八百二十二万二千円、水道におきましては三億一千六百八十九万、鉄道が一億一千二百九万三千円、公用の建物が四千九百五十七万六千円、学校が八千三百三十一万、こういうことになっております。パーセントで申し上げますと、鉱害量のうち、農地の占める割合は約六〇%、家屋が三〇%、墓地その他が一%でござ

います。土木が六%、水道が二%、その他合せて一%という程度でございませう。それで毎年発生する鉱害の量であります。大体現在の出炭ベースで考えまして、毎年十二億くらいである、これは推計でございませう。そういうことに基きまして、先ほど政務次官から申しましたように、未払い金制度もこの数字を基礎として算出しておる次第であります。これを金額で申し上げますと、農地が毎年七億三千万、それから家屋が三億六千万、墓地その他が二千二百万、土木が七千二百万、水道が二千四百万、鉄道が九十万、公用の建物が四十万、学校が七十万、こういうように考えておる次第でございませう。

それで今後のこの鉱害量調査の問題について特別な機構を作つてやる意思はないかどうか、こういうことでございませう。冒頭に申し上げましたように、鉱害の調査というものはなかなか困難でございまして、今後この面につきましては十分検討を進めまして、もし現状で不足という場合におきましては、特別な機関を設けるということ等も研究いたしたい、かように考える次第でございませう。

次に和解仲介制度でございませう。御指摘の通り、本年度までは何ら予算の準備がなくて、仲介委員の方にごめんどうを願つておりました。従ひまして結果も、十分の効果が上らないということ、地元におきましても相当非難の声もございませう。先般商工委員会でも御決議をいただきました決議事項の中にも、この問題が取り上げられまして、いろいろ御鞭撻を願つたわけでありませう。私も事務的に真剣に検討

いたしまして、結論として出てきましたことは、結局予算の問題であるということ、それから実際にその衝に當つていただく人の問題であるという結論に達しました。そこで来年度の予算には、わずかではございませうが、四十四万円程度予算に計上いたしまして、これをもちまして和解仲介の委員の方に十分活動していただく、こういうつもりでございませう。なお仲介委員の選定につきましては、これは現地の通産局長が委嘱するわけでございませうが、地方の公共団体と十分連絡をとります。この人ならばといううらつぱな人を委嘱することによりまして、本制度の円滑なる運用を期したい、かように考えておる次第でございませう。

○伊藤(卯)委員 あとで滝井委員からさらに詳細な点は質問をしたいと思いますので、私は大あらましな点のみを尋ねようと思ひます。鉱業権者が鉱害のみを与えて行方不明になった鉱害地面積というものはどのくらい全体的にあるか、あるいはどれだけの全体的に別にお知らせ願えればなおかつこうです。それから鉱害に対して鉱業権者の行方不明になったものは、当然国がほとんど大部分鉱害復旧をやつてやらなければならぬのでありますから、従つてどのくらい面積があるか、その復旧費がどのくらいを要するか、ということをはきわめて重要でありますから、この点を一つ伺いたいと思ひます。

○讃岐政府委員 お答えいたします。炭鉱が無資力であるとか、あるいは行方不明である……
○伊藤(卯)委員 先に行方不明の分だけ……

○讃岐政府委員 ちょっと調査が無資力と行方不明とを合せてできておるものでございませう……
○伊藤(卯)委員 合せてもよろしゅうございませう。
○讃岐政府委員 これは福岡県の調査で申し上げますと、農地関係では七億、家屋関係では二億九千万円、土木二億三千万円、その他一億一千万円、合計十三億三千万円になっております。

○伊藤(卯)委員 いや、私の伺つておるのは面積を伺つておるのです。その鉱業権者が行方不明になっている。それから今おっしゃつたように、鉱業権者はおるけれども無資力である。復旧する資産能力がないというものと合せて鉱害地面積が全国的にどのくらいあるか。それからできれば福岡とか佐賀とか長崎とか常磐とか炭田別に伺いたいが、これがわからなければ後日お調べを願ひたい。これもやはりそういう面積がわからなければ、国家が責任をもつて復旧しなければならぬのでありますから、その予算の組みようもわからないのであります。まずこの面積を十分お調べになるということ、並びにその復旧工費がどのくらいかかるかというところを計画されることは一番大事なことですから、本日それがわかりません。ならなければできるだけ早い機会にお調べになるか、もしくはさきに私が要請しましたように、調査機関でもお作りになって、すみやかにその機関によつてお調べになるか、いずれかをされる基本計画が立たないものであるから、この点を一つ、わからなければあとでよろしゅうございませうから、今私が要

請しておるようなことについてどのようにお考えになっておるかをあわせて伺つておきたい。
○讃岐政府委員 まことにごもっともな御指摘でございまして、鉱害の実情の調査は最も大事であることは先ほど申し上げた通りであります。ただ無資力等の判定が、これは先生も御心配いたしておることだと思ひますが、便乗防止等がございまして、具体的に個々のケースに當つてその人を判断して、その上で鉱害の有無を調査するということが最も正しい方法ではないかというふうにご考へておるわけでありませう。そこで予算の關係と実際の行政事務と前後するわけでございませうが、私もいたしましては、今度の予算を実施するに當りまして、無資力または行方不明の鉱害を現実に認定する場合におきまして、個々に當つてきめて参りたい、かように考えておる次第でございませう。しかしそれが事前に調査なくしてどうして予算が立つたか、こういう問題にもなるわけでございませう。御指摘の点はまことにごもっともですが、そういう鉱害につきましては、鉱害であるかどうかという認定、それからその本人が無資力であるかどうかというこの認定そのものが非常に問題でございませうので、調査も非常に困難な事情にあるわけでございませうが、御指摘の点はさつき調査いたしましてお答えいたしますことにいたしたいと思ひます。

○伊藤(卯)委員 これは事務当局に質問しても非常に無理だと思ひまして、大臣が出席されておるかを伺つたわけでありませうが、大臣が出てきておりませんから政務次官でけっこうです。今

お聞きのようなことであつて、これは事務当局の問題ということよりも、むしろ政府としてやはりお考えにならないければならぬ問題であります。だから通産省として、大臣として——政務次官は大臣のかわりでありますから、大臣として、今まで具体的にそういう調査のなされてないことについて、すみやかにこういう基本的なものを調査して——復旧事業計画が計画的に完遂ができるようにするためには、かなり政治的な力が必要であると思うのです。

たとえそういうものに対して新たな予算の問題も出て参りますから、対大蔵省との関係ということについてもやはり相当話し合われねばならぬということも当然起つてくる。そういう点について、政務次官としては、事務当局で解決し得ない、新たな国家計画の上で立てなければならぬ、そうしたのもろもろの問題について、予算等にもからまる問題でありますから、どのようにお考えになっておるか。さらに大臣とどのように御相談なされるか、というお気持を持っておられるか、こういう点を一つお聞かせ願いたい。

○長谷川政府委員 ただいま事務当局からもお話し申し上げました通り、きわめて必要なことは明らかな事実であり、御指摘の通りまた政治的な折衝の面も多々あると思ひますので、よく大臣とも打ち合せまして、さらにまた事務当局と打ち合せをいたしまして、御期待に沿うような処置をいたしたいと思ひます。

○伊藤(卯)委員 政務次官がせっかくそうおっしゃいますから、私はそれを信用し、期待をしておりますから、ほごにならないように一つ誠実に責任を果していただくように要望いたしておきます。

それからさきも石炭局長が言われておりましたが、鉱害地であるかないかという問題、これもかなり全国的に相当争ひを起してゐる。上の方が陥落して、あるいは田も作れない、あるいは沼地になる、あるいは家が傾く、あるいは公共物も非常な被害を受けるというので、鉱害は大体この炭鉱だろうと思つて復旧に對しての賠償について交渉すると、いやおれの方ではそこを掘つておらないのだということになります。そうすると、被害者が坑内に入つたところは許されませんし、また入つてみたところでおかしくなつては、これがわかつておるのは監督官庁である通産省の石炭局が一番よくわかつておるわけでありまして、しかしながら監督官庁もこの板挟みになつてなかなか裁定を下し得ないでおるといふところから、被害者は鉱害である、鉱業権者は、わしのところの鉱害でないと言ふ。この争ひが非常にたくさんあるのです。さらにまたたとえば炭鉱地区において坑内の水を大がかりで揚げておるところがたくさんある。あるいは共同排水というところで揚げておるところもあるけれども、水をどんどん排水すれば、從つて地盤が沈下することは当然です。そういうことは炭田地区でなくとも、今工業地帯で地下水をとつてゐるために沈下問題が起つてゐることは御存じの通りです。こうなると、これは一体どつちの責任において賠償すべきものかということがまた問題になつてくると思ふのです。從つてそういう争ひをしてゐるところの面積が大體においてどのくらいあるか。それから排水によつて沈下してゐるであらうと想定されるところが大体どのくらいあるか。それからこういう争ひというものをもどのように解決してやろうとおられるのであるか。このまゝはうつておいたならば何年たつても争ひが激化するばかりであります。こういうものを新たな測量制度でもお作りになつて裁定されるというお考えであるかどうか、これらの問題についての政府側の解決への考え方を一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○讃岐政府委員 被害状況の調査の問題は、ちよつと今、手元に資料がございませうが、これもさつそく調べまして提出したいと思ひます。考え方としては排水の問題それから坑内の掘進によりまして、非常に鉱害が現れてくるわけでありまして、これにつきましては先ほど政務次官から御説明申し上げましたように、本年度から一千万円の予算をもちまして鉱害測量の画期的な増強を申します。測量には遺憾のないような手を打ちたいということ、来年度から始まるわけでございます。これには今申し上げました通り、地下の掘さくの問題、排水による影響がどのように現れてくるかというところをしっかりと検討いたしまして、これは単に鉱害問題の紛争の解決のみならず、将来の鉱害の発生を予防するという意味からも、十分測量を実施して参りたい、かように考えておるわけでございます。その測量の結果によりまして十分対策を講じたいというふうに考へてゐる次第でございます。

○伊藤(卯)委員 私は事務当局が一生懸命になつておられるので、実はあまりやかましく言いたくないと思つて、非常に同情をしてゐる一人なんですけれども、これではあまり事務当局も、この大きな鉱害問題に対して怠慢ではないかと思ふのです。やはりもっと十分なる調査をされて、確定たるものを持つて、鉱業権者にも被害者にもその立場に立つて政府の方針を常に示すことができる、それからまた復旧問題についても、その基本の上に立つて復旧計画がいつでもやれる、また予算の問題についても、いつでもその上に立つて正確な予算要求ができる、こういうものを私はお持ちになつておられなければ、鉱害というのに対して政府が責任を持つてやつておるとは言えないと思ふのです。あるいは事務当局の方ではそれぞれ要求をされてきたのかもしらぬ。けれどもあるいは歴代の大蔵大臣の熱意が足らなかつたのか、あるいは大蔵省がそういう問題に対して予算を拒否してきたのか、この辺のことは私はよくわからないのであるが、大體その辺はどうなんですか。事務当局では大臣に要求し、大蔵省にそういうことについての予算要求なりをされたことがありますが、この点を一つお聞かせ下さい。

○讃岐政府委員 おしかりを受けて申しわけないわけでございますけれども、予算の問題につきましては、鉱害の調査は毎年二十五万円をやつております。先ほど来申し上げましたように、鉱害につきましては非常にややこしい問題がたくさんございまして、これには府県の調査もありまして、市町村の調査もございまして、また炭鉱で出す調査もあるわけでありまして、われわれにいたしましては今日までまず調査にも一面重点を置きながら、しかし

根本的には測量制度等が確立することによつて完全に調査ができるんだ、こういう建前から毎年の事業量をいかにして増加して参るかというところに重点を置いて参つたような次第でございます。ただいま御指摘の点につきましてはまことにござつともな話でございます。今後大いに努力をいたしたい、かように考へる次第でございます。御了承願ひたいと思ひます。

○伊藤(卯)委員 この問題はそれ以上追及いたしません。政務次官もお聞きになつておられるので、この辺は長谷川政務次官もせっかく政務次官になられたのだから、何か従来からやれたかつたことをおやりになつて、歴史的にさきに長谷川政務次官はやはり政治力があつたということ、歴代の人々がやれなかつたのを一つ解決するといふくらいな勇氣を持つてやつてもらいたいと思ふが、どうですか。

○長谷川政府委員 どうも同僚として今日まで委員会に出ておりましたが、石炭の方は伊藤さんに全部お願いしておつたような関係で、その点非常にどうも私の不勉強もありまして、その実情を今ここに立つて伺ひますと、全くその通りであると思ふのであります。從つて御指摘の通り政治力を十分發揮いたしまして、その点につきましては、来年度の予算には当然より以上の含みを持つて予算を成立させるように努力いたしたいと思ひます。

○伊藤(卯)委員 これは余談になりましても、内閣がどうなるうともその責任を果してもらうために、長谷川政務次官だけはやめさすことはできないと思ふ。(笑)われわれはそのつもりで期待しますから、きよう御答弁に

なつたことは深く肝に銘じてお忘れにならないように願いたい。お忘れになるとあとにはちよつと手ごわいということとを、一つ御承知置きになつて御尽力を願いたいと思ひます。

それからさつき政務次官が答弁されておりましたが、鉱業権者の行方不明の被害復旧地あるいは無資力者の復旧地、その復旧はどの程度おやりになろうと本年度においてお考えになつておるか、あるいは面積の上、あるいは金額の上、さきに何かかなり期待の出来るような御答弁をされておりました、この二つについてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○讃岐政府委員 これは御承知のように被害復旧事業団で基本計画を立てまして、通産省が各省と協議して認可するという事になつております。計画は事業団で立てることになつておりますが、目下のところまだきまつておりません。しかし木屋瀬及び西川地区等重要な地区には復旧計画を立てるよう考へたい、かように考へております。

○伊藤(卯)委員 それは事業団についてまでその立案をさせて、それをさらに予算化し、工事としてやろうというのか、およその目安をどういうところに置いて進行させられつつあるのか、それをお聞かせ願ひたい。

○讃岐政府委員 昨日も鉱害復旧事業団の天日理事長が参られまして、さつき評議委員会を開くというお話でございました。従いまして現在の見通しでは四月もしくは五月ごろには計画ができ上ると存じます。さようにいたします、この問題を至急に実施に移すように努力いたしたいと思つておる次第であります。

第であります。

○伊藤(卯)委員 どうもため息をつきたくなる答弁ですけれども、どれを開いてもあまりずばりずばりとお答えを願えないので、今までのことは仕方ありませんが、今度はむしろわれわれの質問より、あなたの方の答弁というか、計画に、実行に非常な確信を持つてやるといふようなことを私はこの機会にあらためて強く要請をいたしておきます。

それから鉱害といへば、下の方を掘つて、そのために陥落するといふのが、一般的に言われておるのであります。

○讃岐政府委員 これは特に福岡県がそうですが、長崎県でも佐賀県でも、常磐地方等にもあります。あのボタ山ですね、めちゃくちゃに大きなピラミッドみたいなものがたくさんできまして、それが雨の降るたびに絶えず流れるわけなんです。あるいはまた中に火が入つてなする。その被害といふものは、陥落する以上の被害をあるいは田面にあるいは河川、水路にあるいは家屋に――昨年でしたか長崎などには、何十人という死者を出すほど、生き埋めにしてしまふということなども起つておる。これが絶えずそういう大きな被害を与えておるのです。ボタ山がそういう被害を与えるといふことについては、実はあまりに取り上げられてない。古くなればなるほど陥落以上の被害を与えるわけなんです。このためにどのくらい多くの耕作地、水路などに被害を与えておるかということは、非常な大きな問題だと思ふが、もちろんこういう問題の調査もされてないことだと思ひますから私はそれを聞こうとは思ひませんが、しかし炭鉱がなくなりましたもこれは残

る。おそらく炭鉱がなくなつて五十年、百年たつてもそれはなくならないと思ふのです。これが非常な大きなものなんです。これらに対する鉱害の対策といふもの――河川に水路に田面に与える影響、あるいは家屋に与える被害の上に、これは十分対策を立てていかなければならぬと思ふのであるが、これらに対しての、鉱害といふものについてのお考えといふものは、どういふように見ておられるか、これを一つお伺いをしたい。なおまた対策をどう立てようとしておられるかもお伺ひしておきたい。

○讃岐政府委員 ボタ山の鉱害につきましては、今日までもしばしば大きな被害を起しまして、被害者の方に大へんな迷惑をかけましたことは御承知の通りであります。これらにつきましましてはその鉱害の防止について、主としてこれは鉱山保安局が担当いたしておりますが、鉱山保安局と資源技術試験所におきまして、鉱害の防止につきましまして毎年相当な予算を計上いたしまして、工業技術院を中心に研究を進めていふような次第でございます。その詳しいことにつきましてはむしろ私よりも鉱山保安局長からお答えした方が適當かと存じます。その対策の一つとしてこの間から福岡県とも御相談いたしておりますが、ボタ山の緑化運動といふのがございます。これは福岡県の知事さんが非常に御熱心でございます。中央官庁においても十分協力せよといふような申し出がございまして、これはまことにけっこうな計画でございますので、われわれも十分それに協力をいたしたい、かように考へておる次第でございます。

○伊藤(卯)委員 この被害がどの炭鉱のボタ山の被害であるかといふことはなかなか判定しにくいといふことも出てくると思ふのです。従つてこの復旧の責任をどこが持つてやるのか、それをどくが持つべきか、これについて一つお聞かせを願ひたいと思ふ。

○讃岐政府委員 二つ以上のボタ山から土砂が流れまして、近辺の農地その他水路等に被害を与えます場合におきまして、それが責任者かといふ問題でございますが、これは実際に具体的にその場所に応じて調査いたしませんければ、簡単にどうだといふわけにも参らぬかと存じます。しかし鉱業権者の責任といふものは、鉱業権の消滅後もあるわけでございますから、少くとも鉱業権者が責任があるといふことは申し上げられるのではないかと存じます。

○伊藤(卯)委員 私は局長のようにその簡単にこれはいかにないと思ひます。陥落鉱害に対してそれぞれ鉱業権者が分担をし合つて復旧をするのでありますから、こういうボタ山から与える鉱害についても、その復旧の責任についてはどのように分担をし合つてやるといふようなものがやはり一応計画されるべきだと思ひます。さらにまた被害の補償等の問題についても、どのようにしてすべきかといふことも、私は陥落鉱害以上にいろいろ問題点が多いと思ひますから、私はきょうはこれ以上この点については追及しませんが、さき、一つ十分の調査、研究等もされて、立案をしていただきたい。そうしてこれらの被害に対してはこういう方法で復旧をし、補償の責任等の問題も解決するといふことをすみやかに

一つ立案をして、われわれにその回答のできるようにされるように私はこゝで強く要望いたしておきます。

○讃岐政府委員 お話でございましたが、鉱害の処理の問題につきましましては、農地、河川等に及ぼします地下の掘採と同様であると存じます。今申し上げましたのは、数個のボタ山から流れ出した土砂による被害をだれが責任を持つか、責任の分界といふことを私が聞き違へたものだと思ひます。

○伊藤(卯)委員 私もそれを言つておるのです。

○讃岐政府委員 復旧する場合におきまして、鉱業権者が二人以上ある、鉱区が二個以上あるという場合、そのどちらに責任があるかといふことは、現場におきまして具体的に解決しなければならぬ問題であると思ひますが、このボタ山から出たといふことがはつきりする場合におきまして、河川、道路等に被害を与えた場合の復旧のやり方並びにその復旧の費用の分担のやり方等は、地下で掘採した場合と同様に考へてよろしいと考へておる次第でございます。今日までボタ山による被害の復旧をやつた例があるわけでございまして、三十三年度、三十四年度の両年度で三十二箇所八千三百万円の復旧をやつておるようでございます。

○伊藤(卯)委員 いろいろその問題についても議論がいろいろありますけれども、時間の関係もありますから、省略いたしますが、一言だけつけ加えておきたいのは、二つとか三つとかじゃなくて、たとえば福岡の例をとつて言いますならば、遠賀川であるとか、あるいはその枝に流れておるところの河川であるとか――たとえば一例をあげますと、

遠賀川から洞海湾に注いでおります。昔は唯一の石炭輸送路でありましたが、その後あれは北九州の工業用水の唯一の水路でもあった。これは特に昔栗山大膳が掘ったという堀割水路であります。これなどは、今日炭鉱の石炭を洗った微粉というか、その他のどろ水によってすっかり埋まってしましました。もはや水が流れなくなっています。おそらくこれは県の方からも相当陳情してきておると思う。あれをやつてもならなければ北九州の工業用水の上に重大な影響があるだろうというところで、大きな問題になっているのです。ところがこれは一体だれの炭鉱が被害を与えたかという、だれも判定できない。これはもう川上にあるところの全部の炭鉱が被害を与えたといわざるを得ない。そういうこと等もありますから、一つボタ山の問題——ボタ山ばかりではありますまいが、よつて起る河川、水路等の問題について、復旧せなければならぬということについて十分な対策、国としてどのようにしてそれらを至急復旧してやるかというところについてのお考えを、十分立てておかれる必要があると思ひます。これは私はすみやかにそれらの立案に当られるよう要請しておきます。それから家屋の問題ですが、これはさきに政務次官からも答弁報告がありました。これはこれは新たに家屋復旧について国家が一部を補償するという問題についてやられたことは、水田通産大臣の政治力というか、事務当局の熱心なる努力というか、この点は私は高く評価せなければならぬと思つております。もちろん今日の額では、これは一部でありまして、金額の点からいへ

ばもの足りない、不満がたつさんありますけれども、一応のそういう窓口があけられたということについては、感謝しなければならぬと思つております。ついでにはこの家屋の復旧の問題についてであります。これはどういふ計画でこの復旧をされるのか。たとえば道路を上げる、あるいは陥落地面を上げるというふうな場合に復旧されるのか、あるいは道路をよれば、地面を上げなくとも、家屋がそこに住むに危険であるというふうな場合には、その家屋のみを復旧されるという考えがあるのか、あるいはまた本人自身がそれを復旧せなければもう住んでおれないから復旧したいという場合には、本人自身の計画による復旧費というものを与えて復旧をさせて、それをあとで監督されるというか、監査されるというか、そういうことをおやりになるのかどうか。その辺の復旧方法について一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○讃岐政府委員 家屋復旧の順序の問題でございますが、これは先ほども申し上げました通りに、鉱害復旧事業団の基本計画に入れます。まず基本計画からきめていく、こういうことになりまして、基本計画を決定するにつつきまして必要な手順をきめます。これは、御存じの通りであります。鉱業権者の同意を要しますし、地方の県庁との協議も要するわけでございますが、私どもの考えておりますところでは、農地その他公共施設の復旧と関連させまして総合的にやつて参りたい、そうすることが少い予算の効率を最もよく発揮できる方法ではないか、かように考えておる次第でございます。何せただいま御指摘の通り、予算金額が少いの

で、復旧できる家屋の数も、三十二年度におきましてはわずかに千戸ということでございます。このことから先手をつけるかというところは、非常に問題になるかと存じます。御指摘の通り、非常に危ない状況にあるか、あるいは周囲の農地なり公共施設が復旧されて、そこだけが取り残されておる、こういうものを取り上げる、つまり痛切なものから手をつけるということになると存じます。大きく見ますれば、農地その他と総合的に復旧の仕事をやつて参りたい、かように考えておるわけでございます。なお施行の方でございまして、これは補助金を出す関係もございまして、施行者は原則として炭鉱というふうになっております。従ひまして炭鉱が施行者になるわけでございまして、特別の場合におきましては、基本計画に基づく実施計画を決定いたします場合には、家屋の所有者の同意を求め、こういうことも農地等と同様でございまして、従ひまして基本計画を立てる場合におきましては、家屋の所有者なり居住者の希望の問題もございまして、また施行者である炭鉱の希望の問題もございまして、これらを総合いたしまして、鉱害復旧事業団では基本計画を作り上げるわけでございまして。

○伊藤(卯)委員 一般鉱害等の問題についてまだいろいろお尋ねしなければならぬ点が多々ございまして、それども、滝井委員からお尋ねしてもらうことにしまして、私はあと二、三点だけ伺つてやめたいと思つております。特別鉱害の復旧の問題です。これは御存じのように、二年前に期限が来たのでありますけれども、工事がたゞさ

ん残つたので、二年間延長した。さらにまた今度期限が切れるので、そこに工事が余つておるから、一年間延長されるわけでありまして、これはわれわれとしてはけつこうだと思つております。やはり特別鉱害である以上は、特別鉱害の機関によって最終的仕上げをやりやうやうと思ひます。これは当然であらうと思ひます。一年延ばされることもけつこうであります。そこで問題は、今後この一年間に完全に復旧できるといふ自信をお持ちになつておるかどうか。それからまた工事変更その他等も出てくると思ひます。から、もし一年後に至つても復旧できないというふうな場所が起らぬとも限りません。そういう場合には、やはりこの機関によって特別鉱害復旧だけは完成をさす、そういう信念をお持ちになつておるかどうかというところが、一点。それからこの特別鉱害地の中において、特別鉱害としては復旧不適地というか、そういうところで、特別鉱害とは認められなくてもこれは復旧ができないからといってこれをのけようとしておられるということも聞くのである。が、そういうお考えがあるものであるかどうか。また不適地として残されるところならその地区がどのくらいあるのであるか。この問題は特別鉱害地区として指定をしておきながら、その法律によって復旧しなければならなくなつておるのを政府の方で勝手に不適地であるとしてこれを復旧されないのである。このことになれば、被害地が困るのみならず法律上からもこれはかなり問題ではないかと実は思ふのです。こういう点はどういうふうにお考えになつておるかというところが一点。

時間の関係がありますから続けて伺ひますが、特に福岡県において三菱関係における特別鉱害で、サンド・ボンブで大きく復旧しましたために驚くべき運河ができておるわけですか。あのクリークを一体どういうふうにするつもりか、あのままにしておかれるつもりであるか。あるいはあの付近のボタ山でも盛つて全部あれを埋めて鉱害地として復旧されるつもりであるかどうか。農地の足らない、いわゆる干拓などを盛んにやらなければならぬという今日の日本においては、これはやはり相当真剣に考えなければならぬ問題ではないか。あの付近の農民は何千年来という祖先伝来の美田があつた。ううう。クを見ればどうも胸が痛くなるというところをよよく聞かされるのであるが、ああいうものをやはり復旧して完成されるというふうなことも将来考へておられるかどうか、こういう点もあわせて、この三点について一つ御答弁願ひたいと思ひます。

○讃岐政府委員 まず最初に法律を約一年延ばしていただいてその間に完全に仕事が終わる自信があるかどうかという問題でございまして、これは第二、第三の御質問とも関連すると思ひますが、ただいま計画いたしております仕事は農地におきまして三億六千万円、家屋におきまして一億円の残事業量が三十二年度に繰り越されるということに相なります。その仕事を三十二年度に完全に仕上げたいというふうな考えでおります。そういう意味におきましてはただいま御指摘の信念を持つて完全にやり通し得る自信があるかどうかということでございますが、私どもとし

てはこれは完全にやり遂げ得る自信があると思し上げ得ると思えます。しかしながらそれだけの仕事をやりましてもお農地だけがたゞ御指摘のよう二百五十八町歩がさしたる復旧できないものとして残される予定になつております。これはたゞ御質問のありましたクリークの問題もありまして、この二百五十八町歩の内容を申し上げますと、第一には炭鉱の所有地になつたもの、それから特別鉱害として認定されたけれども、その後累層採掘のために二次被害が進行しているものもございます。それからクリークになつておる場所もあるわけでございます。それからもう一つ従来農地でありましたものが、道路敷地とかあるいは宅地の敷地とかその他用途が変更されたものもございます。それらにつきまして申し上げますと、まず用途変更されたものにつきましては原状回復ということは意味をなさないことになつておるわけでございます。農地であつたものをその他の用途に供しておるものを農地に復旧するということは意味をなさません。これは当然のことかと存じます。それからその後炭鉱の所有地となつたというものにつきましては、これは法律的に申しますと、その場所は被害地でないということになるかと思ひますが、しかしこれはそれだからといって復旧をしないというわけではございません。それからもう一つ、累層採掘のために被害が進行しているというものにつきましては、これは今直ちに手をつけて復旧することとは意味をなさない。従ひまして鉱害が安定した後に復旧しなければならぬ、これは事実上当然にそうなるもの

のと思ひます。それからもう一つ、農地の復旧をやるために多量の土砂が必要になつて参るわけでございますが、付近にはどうしてもその土砂が得られない。そこでそのままで進みましては農地の復旧にきつめて長時間を要するということから、農地の復旧をやるためにある程度の農地を犠牲に供しまして、そこから土を取りましてその他の農地を復旧したという場合があるわけでございます。これはその当時、さうにいたしましたし、被害を復旧することが最も適當であるという判断から、現地におきまして鉱業権者、被害者はもちろん、地方公共団体とも御相談いたしまして、その当時におきまして最もいい方法であるということからいたしまして復旧いたしました結果、さうなクリークのようなものが現在残されておるという次第でございます。かような農地を原状に復旧いたしますのは反当り五十万円ないし百二十万円を要するということになりまして、非常に今後問題が多いわけでございまして、総じて申し上げますと、かようなものは特別鉱害復旧臨時措置法の存続期間が満了いたしました後に残りますけれども、これは一般鉱害として復旧に十分努力を払いたいと存じます。ただし、たゞいま申し上げました農地の用途が他の目的に変更されたというものについては何ら措置する必要はないかと思ひますが、クリークになつたもの、それから累層採掘のために被害が進行しているもの等につきましては、幾ら金がかかりましても、これは付近のボタ山をくずして土を運ぶなり、あるいは新しい採掘によりますボタを運んで埋めるなり、相当長時間を要する

かと存じますが、究極におきましては当初予定されました通り何とかして復旧に努める、かように考えておる次第でございます。

○伊藤(卯)委員 まだ疑問がありますけれども省きますが、特別鉱害として復旧しなくても漸次また沈下してくるのです。その沈下していったものはその後は特別鉱害としてではなくて一般鉱害として復旧工事をするのか、あるいは特別鉱害地区は特別鉱害としての予算を一般事業団に委託をしてやらすのか、その点はどうです。

○讀岐政府委員 累層採掘のために沈下してくる場合におきましては、現在のところ一般鉱害として復旧いたしました、かように考えております。

○伊藤(卯)委員 あと二点だけ伺いますが、鉱業権者側が鉱害復旧費として分担しなければならぬ分担保金があります。この分担保金の引当金を鉱業権者は自分の会社に積み立ておきたい、この言いいます。そうしてさらにこの金額については免税してくれと言つております。そこで何億という鉱業被害の工事費の分担保金の引当金を会社が社内に積み立ていたしておきますと、自分の会社がこれを使うわけですか。会社はそれ金を使つてしまつた、炭鉱は破産してしまつたということになつてくると、鉱業権者側の負担分はなくなつてしまふ。そうすると、今の法律の建前からいけば、国が幾ら、鉱業権者が幾らという分担保がそろわなければ大蔵省は金を出さない、そうなつてくると工事はやれなくなつてしまふ。だから鉱業権者側が自分の会社に引当金を積み立てようというときは、自分の自己的立場からこの金を流用しようという意味で

やるわけなんです。われわれはこれは許されぬと思う。この点についてどのようにお考えになつておるか。

さらにまた引当金に免税をする、これは私はよろしいと思ひます。どうせそれは会社の収益じゃなくて、鉱害復旧費に使う金でありますから、これを免税してやることはよろしいと思ひます。であるが、自分の会社にその金を積んで、それを使つて、それでなおかつ免税してくれというのは、ちよつとあまり虫がよ過ぎる。だからその金はあくまでも復旧事業団に積み立てまして、国家管理のもとに置いておく。そうしてその分については免税をしてやるならしてやる、こういうやり方が私は一番公正妥当だと考えるが、これももう当面しておる、起つておる問題で、これは当局の方でどのようにお考えですか。

○讀岐政府委員 短期の問題と長期的な問題とあるかと思ひますが、先ほど政務次官から御説明申し上げましたように、鉱害の適正かつ早急な復旧をはかるために、鉱業権者の鉱害賠償資金の確保について適切な措置を講ぜよという決議がございまして、この御決議に基づきまして、政府といたしましては鉱害賠償引当金という制度を考へて進めたいわけでございまして、その後研究を進めたい結果、これを未払金として計上するということに大体の結論を得ております。細部の点につきましてはなお事務的に調整する問題があるわけでございまして、さうな次第で、未払金として処理する場合におきまして、この未払金が損金に算入されるということとはもちろんのことという前提に立ちました場合におきましても、これを積

み立てた後におきまして、自由に会社で使うことはできない仕組みになるわけでございまして、でございますから社内に留保いたしましては御心配の目的に使うことはできない、さうになりますので、これは先生の御心配のようにはならぬと思ひます。なお短期に鉱害復旧事業団に納めるべき納付金を、それ自身長くひびつておこうというふうなことがあると思ひますが、これは適當な時期に納付の要請があり、その時期に納入してもらえばいいわけでございまして、これを長く社内に留保したいというふうなことであれば、これは限度のある問題ではないか、かように考えております。

○伊藤(卯)委員 局長あなたは役人で殿様生活のような生活で、金銭にあまじい縁のない方だろから、非常に人間的に思ふのです。大体お考えになる方不明になつて、今日鉱業権者が行方不明になつて、被害地がたゞさん残つておる。それから存在はわかつておるけれども、無資力であるというのがたゞさんあるでしょう。それからなおかつ今日鉱業をやつておるけれども、鉱業権者が負担分を出さないのので工事がやれない、復旧がやれないというものがたゞさんあるでしょう。これらは当然負担すべきものをやつていないからやれなくなつておるのではないですか。自分の会社で積んでおいて、使われないうちになつておるといふたつて、それならその預金簿、積立金を役所が監督しておるでしようか、監督しておらぬのです。だからその金を会社の中に置いたのでは会社がそれを使うのです。使つてしまつて、今度は行方不明になれば今のような被害だけ残る

でしよう。それが本人はおるけれども、無資力ということになったら何ともしようがないでしよう。鉱業をやっておるけれども、負担がでけないといふことになる、これまた取れないといふことになるでしよう。今日そういう膨大な復旧できない鉱害地があるではありませんか。だから今後確実に復旧をしようとするならば、それぞれ炭鉱が石炭を出す一トン当りが幾らというものはちゃんとわかっているのです。きまつておるのですから、これを積み立てさせ、これを鉱業権者の自由にはさせない、これを復旧事業団の国家管理のもとに置いておく。そのかわりこの分は免税してやるならやるといふならこれは別です。だからこれを取つておかない限りにおいては、国家予算をこれに合せて組むといふこともできないでしよう。従つて工事はやれない、だからそういう甘い考え方であつた方がこの問題を扱おうとされるならわれわれ承服できません。だからトン当り幾らといふことできまつておるものはあくまで積み立てをやらす。社内留保はやらせない。これは事業団のもとに積み立てさせておく。そうして国家の事業団の復旧計画の工事をその予算によつてやらすといふ、これは大事なことです。この点は私は今あなたのおっしゃるようなことでは承服できませんから、もしそういうことでやろうとお考えになっておるなら反対しなければなりません。だからその点をこどもつと明確にして下さい。

て、税法上現場に立ち入り検査もできませんし、監督もできません。また実際にその未払い金が他の用途に供された場合には免税措置がなくなるわけであります。また税法違反という問題も起ります。さうなわけで未払い金制度といふものが絶対いけないものだといふことではないと存するわけでございます。しかし社内留保はもの足りないといふ御意見であれば、これは私もありません。程度同様の面もあるわけであります。しかしながら御決議にありましたように、賠償資金の確保を何とかして考えろといふことでございました。私もこれといたしましては、社内留保の問題と供託金の問題とあわせ考えておるわけであります。この面につきましては、なお準備はでき上りませんけれども、鉱業法の改正の問題として近く提案できる見込みでございます。

○伊藤(卯)委員 そういふことでお考えになるということであればそれ以上追及はいたしません。それから税務署に云々とおっしゃるが、税務署が自分が取り立てなければならぬ税でさえ今日とれない税金がどのくらいありますか。(八百億だ)と呼ぶ者あり。八百億ですか、そんなにたくさん税務署が自分の税金を取り切れない今日の状態のところで、税務署に監督をやらすくらいのことじゃ、炭鉱経営者の方ではおかしうてしようがないといふところでしょう。だからこの点は次に出来るまでに私が申し上げたことを一つ十分お含みを願ひたい。

それからたとえ過去のものがございすね。今後のものを免税するといふことになれば、やはり過去のものも免税してやらなければなりません。今後のものの積み立ては、正確に積み立てて事業費に充てる、しかしその分は免税してやるということについて、過去のもの、今後のものについての扱い方を、一つ簡単によろしゅうございすから伺ひたい。

○讀政政府委員 未払い金制度の問題につきましては、最終的な結論に至つておりませんことは、ただいま申し上げました通りでございますが、現在進めております構想と申しますか、事務的な折衝では、過去のものはもちろんでございます。安定鉱害という考え方に基きまして、安定している鉱害は、過去より現在までの鉱害量に見合う賠償金を未払い金に全部計上する。なお今後発生し、安定してくる鉱害につきましては、安定の都度その金額を未払い金に計上して参る、かように考えております。

○伊藤(卯)委員 もう一点だけで終わります。これは鉱害と全然別個の問題になります。今盛んに炭鉱側の方で追加投資に対する免税措置の問題が言われておるわけでありまして、これはわれわれとしても確かに理由は立つと思つております。坑内がだんだん深くなつていけばいくほど生産費が高くなつていきます。それで一定の出炭を維持しようとするれば、当然それを維持するために追加投資を漸次増大していかなければならぬことはわかつております。だから動産になつたものは当然課税の対象とすべきであります。一定の量を維持するために坑内が深くなつて投資を追加していかなければならぬ場合、この分に対する免税措置を考え

てくれないかといふことは、われわれとしても一応筋が立つような気がするものであるが、その点についてのようなお考えでしようか。

○讀政政府委員 追加投資の問題と鉱害賠償未払い金の問題とは、石炭関係におきまして本年度の税制特別措置の最も大事な問題の二つでございます。同時に取り上げまして同時に引当金制度で参るということでも最初進めて参りましたが、政府内部の折衝の都合もございまして、鉱害賠償につきましては未払い金に計上して損金扱いにする、同時に追加投資につきましては、これは税法上損金範囲の拡大ということと決定いたしました。おそらく大蔵省からも法案の提出になつておるとどうも存じます。その仕組みは、条文にも書いてございまして、採掘場所の深部移行、または坑内条件の悪化に対処して投資する場合、その他いろいろございまして、問題といたしましては、坑内より掘さくする坑道、これに伴いますレール、パイプ、車両、運搬具その他の施設につきまして、これは政令で定めるところによりまして損金に算入することはよろしいという規定になつてゐるはずでございます。ただいまその条文を持ち合せておりましたけれども、そういうことにはいたしませんけれども、そういうことにはいたしません。なお坑外から掘さくする坑道につきましては、これは追加投資なりやいなやという問題も非常にございまして、通気排水坑道につきましては特別償却を認める、こういうことになつております。なおその他鉱床探査に必要な機械あるいはその他の費用につきましては特別償却が認められることになつて、結局免税措置としては、追加投資の理論から申しますればやや不満足な点もあるのでもございますが、實質上大体同様の目的を達することができるといふことで一応満足しておるような次第でございます。

○伊藤(卯)委員 なお言い足りない点もございまして、相当時間もたつたやうでございまして、他の同僚委員各位に御迷惑をかけると思ひますから、私の質問は以上をもつて一応打ち切ることいたします。ありがとうございます。

○讀田委員 長 この際午後一時まで休憩いたします。

午後零時十七分休憩

午後一時十三分開議

○讀田委員 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案及び臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、質疑を継続いたします。渾井義高君。

○渾井委員 臨鉱法並びに特鉱法の二つの法律の改正案に関連をして少しく具体的に質問をしてみたいと思ひますが、午前中の伊藤さんの御質問に対して石炭局当局の御答弁をいろいろ聞いてみると、鉱害問題に対する自信が非常にないですね。われわれ炭鉱のまん中に育つて鉱害の非常な苦しみを受けた者から見れば、石炭鉱業が日本の基幹産業として、あるいは基礎資材を提供する産業として、その重要性が非常に大きくクローズ・アップをされておるにもかかわらず、その石炭鉱業が石炭を掘つてそのあとに残した被害については、国のそれに対するものと考え方

がきわめて消極的であるという点は、私はやはりこれは今後考慮しなければならぬ問題だと思ふのです。さいげんいろいろ調査費等の経費の問題などもあつて、年間二十五万円という情けない数字を御説明になっておりましたが、私は問題は、その経費や何かもあるのです。現在地方に石炭事務所と申しますか出張所みたいなものがあります。それから通産局に鉱害部があると、ところが個々の人的な構成を見ると、きわめて貧弱です。この大きな今後何百億と累積をしていくであろう鉱害を処理するための、鉱害復旧の人的な構成というものが、きわめて貧弱です。こういう点局長さんなり、大臣のかわりに来られておる政務次官の長谷川さんは一体どう考へるかということなんです。今のような機構で日本の石炭産業のしりぬぐいを大体十分やっていたら、かどうかということ。もちろん鉱業権者なり租税権者というものが責任を持ってやらなければならぬが、当然それに対して、石炭の重要性から考へて、国の責任というものもある程度考へなければならぬ。今の石炭局あるいは地方の通産局における鉱害部と申しますか、そこらの機構の問題を一体どう考へになるか、これをまず御説明願ひたいと思ひます。

○讃岐政府委員 石炭関係の行政機構の問題と定員問題等についてお話がございましたが、われわれといたしまして問題も急速に解決するために、できるだけ多くの人員がほしい、あるいは機構も整備したいという希望がございますが、一方財政的な考慮も必要であらうかと存じまして、現在の定員と

その機構で何とかやってみようというように考へております。現在までのところ、特鉱関係と臨鉱関係を二本建てやっております、もう一年特鉱を延ばしていただきたいというのが現在の問題でございますが、特鉱関係が来年一年で終ります、臨鉱関係一本になつて参ります、現在の陣容で何とかやってみるのじやないかというように考へておる次第でございます。来年度の問題としまして、定員上相当困難な問題があつたのでございます。御承知のように特鉱関係は予算的にもあるいは納付金の関係から申しまして事務としては三十二年度の事務でございます、三十二年の事は、先ほど御説明申し上げました通り、事実行為だけが残つておるということ、政府部内におきましては、特鉱関係の定員を大幅に落しておるのではないかと、いふことが一つの問題になつたわけでございますが、各方面の理解を得まして定員問題も無事に解決して、この定員が来年度以降残つていくということになつたとわれわれは了解しております。安心してやうな次第でございます。そういうやうなわけで今後減らされることはないという前提に立ちまして、現在の機構でできるだけ勉強いたしまして大いにやってみよう、何とかこの問題は解決できるのではないかと、いふように考へております。

○滝井委員 現在鉱害関係を担当しておる中央の人員、それから出先の人員というものは大体どのくらいおるのですか。

○讃岐政府委員 本省は三十五名、地方は合計七十名でございます。それから鉱害関係につきましては主として鉱

害課で担当しておりますが、鉱山保安局関係の人員は鉱害防止の建前から、相当鉱害問題に関与しておるわけでありませう。

○滝井委員 中央三十五人、地方七十人でございますが、その中で実際に鉱害の認定その他を行う技術的な専門家、たとえば地質学等についても相当精通しておる人は中央に何人、地方に何人おられますか。

○讃岐政府委員 地質関係の専門家は地方に二名、本省は採鉱が二名でございます。

○滝井委員 長谷川さんもお開きの通り、この鉱害の認定というものはなかなか法学士ではわかりかねる面が非常に多いのです。非常に複雑微妙です。ことに現在の日本の炭鉱のように老朽化してゐる、ますます複雑怪奇になつてくる。そうしますと権威ある官庁にわれわれが参りますと、一体あれはどこの鉱害だと言つても、さあちやと調査しなければわかりません、こうなる。じゃ一つ調査をやつてくれぬか、こう言ひますと、いやそれは大学の先生が何かに頼まなければならぬ金が無い、こういふことになる。大

手の炭鉱になるとみずからところにそういう専門家を委嘱して着々調査をやつておる。従つて大手筋の炭鉱が、あれは私の方の鉱害ではありませんと石炭局に申し出る、もうあなたの方では何ともしがたいのです。手も足も出ないのが現状です。そうしますと、これはもう農民にしても被害者にしては泣き寝入りです。大きな炭鉱で、その専門の地質学者を雇つてきて、そうしてあすこはだめだと言われたら、もう通産局は手も足も出ません。こうい

うことで今度はわれわれのところに、あすこの被害は鉱害ではありませぬ、こういう公文書をばんとくれる。そうすると農民というものは泣き寝入りです。被害者は泣き寝入りです。だからまず日本の鉱害問題を解決しようとするならば、被害者と加害者との間に立つて、権威ある国の機関が、これは鉱害である、鉱害でないということをびしつと公平中正な立場で認定をする機構を石炭局の内部なりあるいは出先の通産局の鉱害部に置かなければならぬ。これがないから現在鉱害の仲介機関を幾ら作ろうとだめなんです。権威ある、主体的に認識するものが無いのです。だからこういふうらやま、今後家屋まで入れてくれるという思い切つた施策、法律を実施しようとするのですから、こういう点をどういう工合にお考えになつておられるのか。

○讃岐政府委員 先ほど地質二名と申しましたが、地方の技術職員は地質は二名でございますが、採鉱関係は十名です。土木、建築、農業、化学等それぞれ若干名おるわけでございます。そこでこれだけの技術職員の能力で足りるかどうかという問題でございますが、もちろん行政官庁といたしまして、技術職員が万能ということば申し上げられないのでございまして、技術的ないろいろむずかしい問題につきましては、しばしば九州大学の先生方あるいはその他の専門家の助けを得て仕事を進めておるやうな次第でございます。大手でどうしたか官庁としては手はないとおっしゃいますが、われわれとしては謙虚な気持ちで専門家の意見をただして仕事を進めていく限りにおきましては、そんなことはないのじや

ないか、かように考へておる次第でございます。

○滝井委員 鉱害の問題をほんとうに解決しようとする意思があるならば、まず鉱害が起らないやうな技術指導をしなければならぬ。その技術指導をする一番の重点は坑内充填だと思ふのです。掘つてボタナリ土を外に出して、スキップというボタ山を作ることではなしに、その掘つたあとの充填を指導すべきではないかと思ふのです。大体その充填指導をきめる場合に、どの程度の経費、標準炭価を見ておるのか、こういう点を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○讃岐政府委員 鉱害防止の関係は、先ほど申しました通り鉱山保安局で担当いたしました。防止の建前から鉱山保安局の職員がわれわれを大いに助けられておることはあるわけでありませう。ただいま鉱山保安関係の技術職員がどうなつておるか残念ながら申し上げられないのであります。そういう意味で、今申しましたのはわれわれの石炭局関係職員だけであつて、鉱山保安関係にも相当の技術職員がおるわけでありませう。なお鉱害防止に關しましては午前中伊藤先生にも御説明申し上げましたように、工業技術院等におきまして、ここ数年來研究を進めております。その他特に九州地区について申し上げますと、福岡通産局を中心として九州大学の山田学長以下専門家の方が通産局の顧問の立場に立ちましてわれわれを指導してくれておるわけでございます。そういう面では技術的には職員の構成から申しますと、相当自信があるとは申しがたいのでございませうが、そういう専門家の

助けを得て何とかやっておるといふ状況でございます。充填の問題につきましては、これも保安関係の仕事ではないかと思ひますので、鉱山保安局長からお聞き願ひたいと思ひます。ところが、特別に充填させるための予算措置なり何なりがあるかということについては、私ちょっと準備がございませんで、お答えできないのは残念でございます。充填防止のやり方として、また炭柱式なり、いろいろ技術的問題につきましても、私、即座にお答えをする知識を持たないのはこれも残念でございますが、そういう面は先ほど申し上げました通り、工業技術院の陣容あるいは鉱山保安局並びにわれわれも関与いたしまして研究を進めておる次第であります。

○満井委員 鉱害予防のために保安炭柱なり、あるいは充填をやるということとはきわめて重要なことなんです。また今後国が予算を計上する上においてもこれは非常に関係をしてくる。そこで委員長、ちょっと鉱山保安局長を呼んでいただけませんか。この質問は鉱山保安局長が来られてからいたします。

次にお尋ねしたいのは局長も御存じのように、現在一日約十七万トンの石炭が出始めました。今までは四千万トンの石炭を掘り出して使えぬということに困っておったが、現在は五千二百万トンの石炭を出しても足りなくて困るというくらい、日本の経済情勢が全く違つてきた。いわば大東亜戦争のときの強行出炭と同じような情勢が出て参つた。このように石炭出

炭量の飛躍的な増加が要請をせられておる現段階においては、鉱害に対するものの方でも違つてなければならぬ。少くとも特鉱法ができた当時の昭和二十五年と同じようなものの考え方を、今後は一般の鉱害についてもしなければならぬという情勢が出てきておると私は思ふのです。しかも日本の炭鉱が老朽化して保安炭柱などどんどん入れて、この石炭の需要に応じようとする態勢を作ろうとしておるといふのが、現在の日本の炭鉱界の情勢だと思ふのです。そうだとするならば、当然今までの鉱害のものの考え方と、日本経済が現在のように石炭需要を謳歌する段階とは違つていなければならぬと思ふのですが、そういう点について一体石炭局長はどういう工合に考えておるのか、この点を一つ明確にしたいでございます。

○讀政政府委員 ただいま炭増加に伴ひまして、鉱害関係も考え方を要するべきだというお話でございますが、遺憾ながらこの点につきましては全く見解を異にいたします。私も来年度の石炭の生産計画を五千二百万トんにすべきか、あるいは五千三百万トんにすべきかという事も目下研究中でございます。結論が出ておりませんが、いずれにしても本年度に比べて非常に増産することは確かでございます。しかしながら、その生産のやり方につきましても、合理化の基調をくずさず、鉱害問題につきましても、従来と同様、あるいはそれ以上の注意をもちまして鉱害の発生を予防しながらやっております。生産関係はそういう面におきましていささかもゆるめる意思はございません。しかしながら、多数の

鉱業権者もありますことでございますから、あるいは例外もあるかと存じます。そういう面につきましても十分監督を厳にして参る方針でございます。御了承をお願いしたいと思ひます。

○満井委員 今後ますます監督を厳重にしてやられる、こういうことでございませう。これはぜひそうしてもらひなければならぬと思ひます。さいせんから伊藤さんの御発言もありましたように、社内留保あるいは社外留保の問題、あるいは供託金の問題にしても、供託金なんというものは現実において積まれていないのです。だから従つて泣き寝入りにならないければならぬ問題になる。今後、四千三百トンか五百万トンしか石炭が出なかつたときと違つて、約一千万トンもふやそうという段階です。従つてこれは社内留保なり供託金の問題とあわせて、監督というものは厳重にしてもらひなければならぬことは当然だと思ひます。今、今後監督を厳重にやっていくというお話でございますので、それを期待し、同時に見守らしていただきたいと思ひます。

そこで次に問題になつてくるのは、さいせん伊藤さんの御質問の中で、特鉱の問題でなお一年延ばしても残るものが出やしないかという質問がありました。その質問の中で、累層採掘と申しますか、そういう場合でなお安定していかないというような場合が、一年延びてもあるいはその先に延びるかもしれぬという御意見があつたのです。同時に、そのときに延びたものは、特鉱ではなくして一般鉱害でやるんだ、こういう御説明があつたのです。そうしますとこれは被害者にとつ

ては、一般鉱害でやるか、特鉱でやるかということとは、現地の状態を見ると相当違つてくるのです。それは特鉱でやつたものは非常に早く復旧して、体裁もむしろよくなつてきています。ところが一般鉱害というになると、なかなか進捗がよいのです。これは負担金その他で違ふことは明らかなことなんです。現在こういう場合に、すでに特鉱でやつたもので今度は新しく一般鉱害として復旧の対象にならなければならぬものもあります。こういうものは一応第二段といたしまして、現実の特鉱であるということが認定せられておりながら、それが不安定であるがゆゑに、法律が来年で終つてしまつて、それが一般鉱害に切りかえられていくということになると、これは鉱業権者にとつても問題だと思ひますが、この間の調整を一体どうやる所存なのか、これをこの際具体的に御説明願ひたい。

○讀政政府委員 復旧の結果が、特鉱と一般鉱害とは違ふというところは、どうも私は信じられないのでございまして、復旧というものは、法律上申しまして、従来の特鉱を回復するというところでございませう。特鉱はかように直して、臨鉱はかように直すという考え方はございませう。同一であるはずでございます。ただ鉱業権者の負担の問題、あるいは被害者関係から、時期的におくれるというようなことがございませう。これは従来の特鉱の復旧状況からならみ合せてそういう御心配が出るのかと思ひます。先ほども申し上げました通り、特鉱関係は来年一年で終りまして、あとは臨鉱一本やりで大

いに事業量も拡大いたしまして、復旧に努力したいという考えでおりますので、おくれるというところは、鉱害が安定するところになりますれば相当促進せられるのじゃないか、かように考えております。ただ法律上の問題といひまして、特別鉱害と一般鉱害が競合するという関係が現に現状においてあるのでございます。今直ちに復旧できれば、これはもう申し分のないことなんでございませう。何せこれが安定を待つておられますと、三十七、八年のころまで、あるいはそれ以後までかかるというところでございませう。一方この法律が時限法でございまして、五カ年の猶予期間を経過いたしました後、二度目の延長をお願いしているような次第でございまして、今回は一年の延長にとどめてあと一般鉱害の問題として継続して参りたいという方針にいたしておるわけでありませう。先ほども申し上げました通り、現在のベースでお考えになつております一般鉱害の復旧状況と、鉱害が安定したところにおける一般鉱害の復旧状況とは、ずいぶん様相を一変する予定でございませう。そういうような面から御了承願ひたいと存する次第でございませう。

○満井委員 安定、不安定の問題というものは、現地においてはいつも非常に問題になるのです。たとえば炭鉱用地の農地の解放をやるというふうな場合に、ある農地委員はこれは安定しておるといふ、ある農地委員は不安定だと言ふのです。農地法の建前を見ても、大体少くともその農地の収支が償つておれば安定農地だという見方をしておるのです。ところがたまたま炭鉱の横にありませうと、広い何町歩と

いう農地で現実に農民が作っておつても、これは不安定農地だ、こういう認定をしていくのです。そういうところが特産でも一般の鉱害でも非常に多い。われわれは、少くとも収支償つておれば、農業経営は成り立つておる。従つてこれは安定しているとする。ところが今度は炭鉱側から言わせれば、いや、それはそうではございません、不安定農地でございませう、こういうことになれば、農地の解放が進捗しない。そしてそれが絶えず係争になつてゐる。福岡県の農地委員会に行つたら、現実に農民が耕作している農地であつても、炭鉱用地として残つてゐるものが非常に多い。しかもそれが不安定というたつた三字の烙印でどうにもならない。特産の方でも同じです。ただ不安定なりという認定のもとにぐつと延ばされて、それが今度は特産に行けず一般鉱害になる。これが不安定だ、不安定だというならば、いつ安定するかというところがわからない。ところが炭鉱炭田のようなところでございませうから、そのうちに今度は全くその鉱区に關係のない別の鉱区から水を揚げることによつて脱水現象が起つてくる。そうしますと、こういうものは永久に不安定だという認定も成り立つ。従つてこういう安定、不安定の認定をするためにも、やはりそこに何か国自身の機関でこれはやらなければならぬ。大手筋の炭鉱なんか、なんだ、君の方がそういう不服があるならば、裁判に持つていきたまへ、こう言われませう。そうすると裁判に持つていけと言われた場合、資力のない農民は、よし裁判に持つていこうと男氣を出して裁判に持つていける人というのは、百人

のうちに一人いるかないか、みんな泣き寝入りです。それで不安定農地だということになる。こういうことで残つてゐる農地は幾らでもあります。われわれのところだつて幾らもある。そういう実情であります。従つておそろく三十一年度においても、事業量は二十五億五千万円くらいだと言つて認められておつた。ところが公共事業関係が十八億三千四百万円、非公衆が六億七千万円というところで、公共関係でも五億二千九百万円くらいを不安定なものとして先に送られてしまつて、こういうものは何をもちつて、だれがどうして不安定としておつて、大衆に納得させておいていくかということなんです。どういう場合に被害農民なり――今後家屋も出てきますが、被害家屋の所有者に納得をさせていくかというところなんです。その何か具体的に大衆を納得させるような行政指導なり、方法というものをどういう場合にやりになるつもりなんですか。

○讃岐政府委員 鉱害の安定、不安定のボーダー・ライン、あるいは鉱害なりやいなやの認否の問題、これはボーダー・ラインに参りましては非常にむずかしい技術的な問題があるかと思つてございませう。しかしながら一定の個所を採掘することによりまして、それから出てきまする鉱害の発生時期並びにその安定する時期は大体常識でございましてゐるわけなんです。それでボーダー・ラインにおきまして問題はあつたと思つて、それは非常に常識的な問題は長きにわたつて起るはずはないんだと私は考へておられます。その鉱害が安定したか不安定かという問題につきましては、これは通産局長が現地に

おきまして現地の機構をもつて判定するわけでありませう。先ほども申し上げました通り、むずかしい問題のありまじきは、主として九州大学の教授方の御援助を仰いで技術的な問題を処理しておるといふことでございませう。

○滝井委員 そうおっしゃいますが、たとえばわれわれのところでも、もう十五年もわれわれが作つてゐる耕地が不安定だ、こう言われるのです。それはどうして不安定だと言ふかというは田の中に湧水が出てくるのです。そしてその湧水をつぶしてしまつて他るところにまた湧水が出てくる。いわゆる地下水がそこに出てくるのです。そうすると、これは湧水があつてこの田は不安定でございませう、こう言うのです。ところが湧水というのはこれは永遠に出るのです。地下の抗道から水が吹き上げてきてゐる、そういうところは永遠に出るから永遠に不安定農地だとして、広い農地が炭鉱の用地となつてゐる。そうすると今度はこれは不安定の農地ですからいつでも炭鉱農民は取り上げられてしまふ、こういう事態が出てきてゐる。そうして政治的にうちの炭鉱はやる必要はないからあれは一つ解放してもよろからう、こういう意思表示を炭鉱がしたら初めて農民に解放されてゐる。炭鉱炭田に行つてごらんない、そういう実態は幾らでもあります。ところが常識で常識というところになると、私はその常識というもののついでで聞いておく必要がある。とにかくこういふわけですから、弁護士に頼むわけにはいきませ

ん。官庁に行つても今言つたように調査機構も何もないから、みんな代議士に頼む。問題がむずかしくなつてわれわれのところにもみんな持つてくる。われわれのところも持つてこなければ、これは暴力をふるつて話をつけることを商売にしている人か何か頼む。現に一刻も刻みの、たとえば三十万の被害金をとつてくれれば三万円だけをその人にあげますというところが、白昼公然と今なお行われてゐるものであります。それは炭鉱に一回や二回行つたつて、お前のところは鉱害だと認めてくれないう。これは朝から晩まで炭鉱につかいていなければならぬ。もはや被害者と被害者の立場というものが逆になつて、被害を受けた人の方が頭を下げ、そしてはいつてお願ひをしなければ、鉱害問題というものは解決をしません。掘つた炭鉱が前回のところと鉱害を与えたから、家を補修してやりましようというふうになつてくるのはおそろく一件もないでしよう。こつちから何十回と押しかけて初めて話がつくという現状です。そこで今、局長さん常識でわかると言つたが、大體どの程度たてば安定したという常識を、通産当局としては、あるいは石炭局としての公式の見解としてお持ちか、これを一つ私は聞いておきたいと思ひます。

○讃岐政府委員 お答えいたします。ただいまお話のとき湧水の問題等は、ただいま申し上げましたむずかしいという範疇に入るのじゃないかと思ひます。私、現地を具体的に存じませぬので、何とも申し上げられないのです。が、一般にはその場所を採掘いたしまつて鉱害が発生してくるのが三年目くらいいで、五年目くらいには安定する、これが常識でございませう。さような基礎に立ちましてわれわれの行政事務を進めておるわけにございませうが、もちろんその採掘の箇所から地表までの間の地質がいかにございませう。それによりまして違つた場合も出てくるかと思ひます。通常の場合におきましては三年ないし五年で安定する、こういうことでございませう。

○滝井委員 三年目くらいに鉱害が発生して五年目くらいには安定をする、そうしますと六年目くらいからは復旧計画に乗つて復旧されることになるわけですね。

○讃岐政府委員 復旧計画に乗るにはこれは条件があるのでございませう。つまり臨鉱法で申しますと復旧計画を立てるときは事業団が、鉱業権者の同意を得なければいけません。それから実施するときは被害者の同意を得なければならぬ、こういう条件がございませう。なお予算の制限がございまして、先ほど来お話の通り鉱害の量というものは莫大なものでございまして、われわれが年々できる予算の額というものは制限されておられます。でございませうから安定しても直ちに復旧計画に乗せられないというのが現状でございませう。しかし先ほど申し上げました通り、先ほど御指摘の鉱害の問題につきましては、数年後には今とは様相を一変したいというようにわれわれが希望して考へておるといふことでございませう。

○滝井委員 まず今御説明いただいたように、復旧計画のためには鉱業権者の同意が要するということなんです。まづここに鉱害復旧が進行しない根本的

な原因があるのです。いいですか、石炭は家なり田を持つてゐる人の同意も得ずに黙つて下を掘つてしまふのですよ。そうして田が陥没して堤ができてしまつたり、お池になつてしまふ。しかしそれは復旧してくれといつても、おれのところは金がない、いすればつぼつ掘つたら金がでるから、そうしたらやろう、こういうことになつてしまふのです。問題はやはりこゝらあたりに国がもつと何かでこ入れをする必要がある。少くとも五年で安定するという科学的な常識論が出てきておるからには、六年目ぐらいには、あるいはおそくとも七年目ぐらいには具体的に計画に上るといふことを推進してやるでこ入れが必要なんです。これは鉱業権者の同意がなければできないといふことになればいつできるかわからないことになつてしまふ。そこでもう一つ今度は五年目には安定をするといふことになるが、一体安定するまでのものをどういう工合にしてくるのかといふことです。たとえば家の戸が動かなくなつてしまふ。これを炭鉱に交渉しても金がないといつてなかなかやつてくれない。安定をした場合にはなるほど百歩譲つて、これは十年目か八年目か知りませんが、一般鉱害の復旧計画の中に乗つてくるでしよう。しかし安定をするまでの、大体三年目から現われてそうして五年までの間のものは一体どうなるかといふことなんです。この点をまず御説明を願ひたい。

○讀岐政府委員 鉱害が安定に至りませんでも、鉱害が発生した以上は、鉱害賠償の責任があるわけでございます。でございますから、年々賠償の請求権が成立しておりますので、これは両者

間で話し合へば話のつくことじゃないかと思ひます。

○瀧井委員 私はだから国が特鉱法なり臨鉱法を作つてくれておる。法律といふものは、鉱業法を除いては、これは計画を立てて安定したもののしかやらないわけなんです。現在一番紛糾の基礎になるものはその安定するまでの間のものを一体どうするかといふことなんです。これが盲点になつてゐるのです。それは鉱業法ではやらなければならぬことになつておるのです。しかし待つて下さい、いずれ安定したらやります、こういうところでしょう。そしてやつてくれる処置はどういうことをやつてくれるかといふと、たとえば私の家なんか現実に鉱害を受けておりますが、へいが倒れようといふ。そうしますと、まだ安定をしておりません。だから応急処置をしましよ、こういうことになる。応急処置といふのは、倒れないように突つぱりをちよつとしてくるだけなんです。従つて当然国が安定をするまでの処置についても考えなければいかぬと私は思ふ。それを鉱業権者と被害者との両者の間の話し合ひにまかしておけば、あとは国が知らぬ顔でよろしいといふわけにはいかない。だからそこらの点をあなた方は一体どういう工合に行政指導なりあるいは法律上の規制を今後やつてくれるかといふことなんです。その点を一つ、何もないならいとお答え願ひたい。

○讀岐政府委員 そのらの点は大へんむずかしい問題であります。法律上から申しまして、鉱害は賠償をしなればならぬ。賠償は金銭賠償でやるのが

原則である、こういうことであります。そこで鉱害を復旧するという臨鉱法なり特鉱法は、これは例外をきめておるわけでありまして。例外の規定でございます。それから、鉱業権者の同意を得て、鉱業権者からの納付金も取り、あるいは受益者負担もつて復旧しなければならぬ。これが現在の鉱業法なり復旧法の仕組みでございます。これは権利の根本に触れる問題でございます。まして、相当むずかしい問題があると思ふのでございまして、特別法のある復旧問題を別にしました。賠償の問題といふのは、鉱業法によつてなされるべきでございまして、これは紛糾が生じますれば、もちろん通産局なりあるいは鉱害部なりあるいは現地の石炭事務所におきまして紛糾の解決に当ります。和解の仲介委員をお願いしまして、和解制度といふものもございまして、さうなことであつていいいたしますが、原則は一般の損害賠償の原理と同様にお考え願ひはかはないのじゃないかといふふうに考えております。

○瀧井委員 今局長さんは、一般鉱害と特別鉱害といふこの二つの法律は、いわば例外のものをやるのだ、こうおっしゃいます。しからばこの鉱業法にいう安定するまでの間の全部の炭鉱が出している賠償金は一体幾らですか。○讀岐政府委員 いろいろなものを含めまして金銭賠償が年々二十五億でございます。○瀧井委員 そうしますと、特鉱と臨鉱で出しておる年額は幾らですか。○讀岐政府委員 事業量は、三十一年度におきましては合計二十二億、三億でございます。○瀧井委員 讀岐局長さん御存じのよ

うに、これは確実性から言へば例外の方がむしろ多いのですよ。

○讀岐政府委員 その二十五億の中にはいろいろなものを含んでおるのであります。御承知のように安定しましても復旧を希望しない人もあります。そういうような年々の賠償の全部を含めて申し上げたのでございまして。○瀧井委員 とにかく例外の方が、普通にいわれる鉱業法の建前でやらなければならぬものよりかむしろ少くはないといふ程度にまで、ほとんど同額程度にまで迫つておるといふこの現実は一私は例外といふのは、鉱害全量の五割にも行くものが例外なんといふことは言わねえかと思ふのです。日本の現状においては、一般鉱害と特別鉱害によつてほとんど全部のものがよくなつていつてゐるのです。われわれのところでは安定するまでの五年で家がりつぱになつた例といふのはありません。ほとんど戸をちよつと直してくるが、今言つたようにへいがこわれればへいに突つぱりをする程度で、やはり特鉱法とか臨鉱法でなければ家といふものはもの通りりつぱになつていないのです。これは事実です。○讀岐政府委員 ただいま例外が多いといふお話でございましたが、そういう趣旨ではありませぬ。例外といふ趣旨を鉱害が発生してから安定するまでの間といふことを例外といたしますならば、それはわずかなことでございまして。その他は金銭賠償をやつてゐるといふことにすぎません。○瀧井委員 だから安定するまでの金銭賠償の総額は二十五億だ、こういうことでしよう。

○讀岐政府委員 そうじゃございませぬ。

○瀧井委員 そうでなければどうですか。ちよつと二十五億の内訳をしてみて下さい。○讀岐政府委員 いろいろなものを含んでゐるわけでございます。たとえば農地で申しますと、復旧の負担金もございまして、農地につきましては、鉱業権者が復旧したいと思ひまして、被害者の方で復旧を希望しない場合があるといふことはできないのです。この場合は年々賠償するわけでございます。そういうものもございまして、安定した鉱害でありまして、金銭で賠償するものがあるわけでございます。そこで鉱害が発生して安定し復旧するまでの間の金銭賠償は幾らかといふのは、ただいまその調査はできておりませんが、ただ先生の言われるように、それが全額でないことは確かでございます。○瀧井委員 わかりました。安定しておる農地であつても、確かに麦米等の賠償金をもらつておつて復旧してないといふところはすいぶんあります。それは認めます。とにかく安定するまでの額といふものは二十五億よりか下であるといふことはわかりました。わかりましたけれども、同時に一方においては、その例外といふものが特鉱や臨鉱といふ例外のものが二十四億もあるといふことなんです。従つて私の言ひたいのは、そういう特鉱や臨鉱の例外のもののはかに、ほとんど今のところ現実に家が傾いたりあるいは柱が傾いたりしてゐるものを、そこに国が一枚加わつて効用回復だけは正確にやつてやるような方法を講ずる必要があるのでは

してればそれから先は被害者が何とかして加害者との間で解決をしていく。ところがまず行ったところであれはおれの方の炭鉱でやったものじゃないかといつて一言で突っぱねられて、おれがどうしてもやったというならば裁判に持っていきたまえという、裁判の一語で片づけられているところに問題がある。そうすると気の短かいものは何くそといつて暴力になる。暴力になると警察が出てくる。結局鉱害問題は、紛糾してくと警察権で片づけているといふのが現状です。ある炭鉱のごときはわれわれに面会をしないのです。われわれ国会議員が刺を通じて面会を求めても会わないのです。しかも被害者と加害者と会う状態を見ると、まるで加害者の方か被害者の方か被害者の方が王者の立場で被害者の方が奴隸の立場です。そしてそういう立場で被害者が腹を立ててすわり込みをやる警察が出てくる。われわれが中に入ると面会をしないのです。こういう事態といふものが現在の、特に日本の鉱害が集中的に現われておる筑豊炭田の姿なんです。しかも官庁に、われわれが要請をして積極的に入ってくるだけの勇氣と自信があるかという、それだけの勇氣と自信がありません。そこで私はやはり国の機関が出ていって問題を解決するためには、これは鉱害であるという自信と確信を持ったところの国の立場が必要なんです。それがないところから現在の地方の鉱害部が、その日その日お茶を濁しておる格好になつてしまふ。問題がむずかしくなるとわれわれのところの問題が持ち込まれてくる、こういう格好です。従つて今申

しましたように、これは事態の推移を見るのではなくして、速急に勇氣を持つて局長さんの方で作ってもらわなければならぬと思うのです。この問題ができればずつと解決していきます、もつと早く鉱害問題は解決をすると思うののですが、今私が五つ、六つあげた実情から見るとそういうことが必要だと思ひますが、推移を見なければならぬでしようか。

○讀岐政府委員　話が少し鉅害認否の問題に触れてきたような感じでございますが、さようじゃないのでございませうか。鉅害が安定したかどうか、そういう判断の問題であります。事実その鉅害権者の採掘行為に基く鉅害であるかどうかということはまた別問題でございします。技術的に、非常に近似した技術的知識をもって判断することは違いありませんが、二つの問題があるわけであります。そこで鉅害の認否の問題につきましては、けさほどから政務次官から御説明申し上げましたように、われわれの今持っております方針は、昨年の商工委員会の決議に基きまして測量制度を樹立いたしましたり、和解の仲介制度を樹立いたしましたり、各種の手段をもちまして何とかしてやって参りたい、こういうことでございます。技術的な問題につきましては、工業技術院は来年度も研究を進めていく、こういうことでございますから、御了承をお願いしたいと思います。

○滝井委員 いろいろ研究をしていた
 だくことはわかるのですが、もう研究
 の段階ではないのですね。急速に現地
 ではトラブルが毎日々々起っているの
 ですから、われわれがもし現地へ行っ

てごいんなさい、われわれのところは、
鉾害問題を何件も持っています。弁護
士に頼んだら金がかかるから、農民は頼
みたくないのです。だから県会議員か
国会議員を動かしてやる以外にない。
だからわれわれが仲裁機関みたいにな
っているのです。そういう姿というも
のはとるべきでない。だからそういう
現地のいろいろのトラブルというものは、一現地の鉾害部長だけではどうに

もならない。そこに急速にやはり權威あるものを作つて、そうして積極的に推進をしていくということではなくてはならぬと私は思うのです。

○長谷川政府委員 滝井さんのお話もよくわかりますし、また石炭の今日までの考え方というものは、要するに炭鉱というものに對しての保護政策という点については、十分考えられてきたと思うのであります。ところがその方ではなく、今度は鉱害という点についても、当然考えなければならぬという意見が本委員会からも出まして、それに応じまして今日のような法案を提案しておるのであるし、特にただいまの御意見等を聞いてみますと、またまことにごもつともな点が多々あると思うのであります。きょう保安局の方と技術研究所と、さらにまた鉱山局の方と會つて、そうしてどの点まで私たちに對つて考えられるか、また御意見に從つてそのようなものが急速に必要であるかいなかということに對しては十分検討をしてみなければつきりし

た御返事を申し上げられないと思うのですが、その点において一つ御了承を願いたいと思うのであります。

○滝井委員 検討してみてけっこうでございます。しかし現実は今言ったよ

うに日々これトラブルなりということだけを一つよくお考えになつて、そうしてこれを急速に解決するように措置していただきたいと思ひます。

そこで合理化法との關係です。石炭合理化法ができましてから、ぼつぼつ買いつぶしの炭鉱が出て参りました。この炭界の好況にかかわりませず出てきております。これと鉱害——臨鉱法なり特鉱法との關係は一体どうなるかならう。

ということ、これをまず一応、合理化法にかかったあとの処置の問題を一つ先に御説明願いたいと思います。

○讃岐政府委員 合理化法によりまして石炭鉱業整備事業団が炭鉱を買い上げます。その場合に不安定鉱害につきましては、この不安定鉱害の賠償に必要な金額を炭鉱の賠償代金から差し引きまして、石炭鉱業整備事業団が鉱害復旧積立金という形で資金を確保いたしました、将来の賠償に備えるわけでございます。

○滝井委員 その場合に特別鉱害、これとの関係はどうなりますか。

○讃岐政府委員 特別鉱害も全然同様でございます。

○滝井委員 全然同様といっても……。

○讃岐政府委員 失礼しました。安定鉱害は処理した後に買い上げること、ことにいたしておりますから、安定鉱害は片づいてしまふわけです。不安定鉱害だけを、賠償金額を積み立てて今後を処理する、こういうことであります。

○滝井委員　そうしますとその合理化にかかってそこにまず特別鉦害があれば、安定したもののについてはそれはもう特別鉦害の会計の方でやってしまいう、そうして特別鉦害の中の不安定な

ものについては、さいげんのあなたの御意見のように一般鉅害になるのだから、その分のお金というものは事業団が確保していく、こうなるわけですね。わかりました。そうなりますとその場合に、一体被害者と鉅業権者いわゆる買上げられる鉅業権者、それから事業団、この三者の協議の場というものが必要ならぬと思うんですね。それは鉅害をやる場合には鉅業権者の

同意が必要で、同時に合理化にか
かった場合には、被害者の同意も必要
だと思ひます。従つてその場合に、こ
れは一方的に事業団がぼつと買ひ上げ
てしまつて、なまはんかな同意と言つ
ちやおかしいが、農村ですからめくら
判をつくような形でいつてしまふ場合
が多いのです。将来整備事業団が鉦害
復旧をやるためには、それを順当に遂
行していくためには安定したときにや
ることになるわけでしょう。そうする
とやはりそこに被害者と現実の鉦業權
者と、それから整備事業団との三者の
間で話し合ひを持つ何か會議といいま
すか、場というものを作つておかない
と、これはあとで問題が起つてくる可
能性がある。そういう点は、どうい
う行政上の指導なり、具体的な処置をす
るのか伺ひたい。

○讃岐政府委員　鉦害復旧事業団が基
本計画を作るときには鉦業權者の同意
を要する、それから実施計画を作ると
きに被害者の同意書が必要になつて参
ります。そこでそういう建前からいき

ますと、鉱業権者が石炭鉱業整備事業団であらうがそれ以外の鉱業権者であらうが同じことでありまして、鉱害が安定しましたときに鉱害復旧事業団がそのつど、石炭鉱業整備事業団なり被

害者なりと協議すればいいことになつております。別に変つたことはないと思います。

○滝井委員　だから安定した後の問題はそれでわかります。ところが問題は安定しないまでの期間、現実にとんとん掘つておる炭鉱が買い殺されるのです。そうして不安定の鉱害というものがぐつと残つておる。戸も動かない、障子も動かない、屋根も落ちそうに

なっているのです。それは買い上げられたら当然整備事業団がいわゆる長期の一般鉱害に属する計画と同じようなものの以外に、そこにやってもらわなければならぬ問題が出てくると思うのです。現実には不安定な、効用を早く回復してもらわなければならぬというものが出てくる。この処置はどうしますか。

○讃岐政府委員　鉱業権者といたしまして、石炭鉱業整備事業団が被害者に賠償をすることになります。

○滝井委員　鉱業権者が被害者に賠償することということでありますが、買い取られるような炭鉱というのは非常に債務が多い。それから税金の滞納が多い。社会保険の滞納が多いのです。そうすると、銀行やら国税庁やら地方自治団体が取り上げてしまつて金が残らない。未払い賃金もある。その場合に鉱害というものは先取得権があるわけでも何でもない。鉱害の賠償というのはあとに回されて残る。そうしますとそれがいつまで効用を回復するにたつては、いつ

ゆる安定をしたと認定を受けて、一般鉱害と同じように事業団がやるときまで待たなければならぬという事態が起つてくるのです。こういう事態というものは、炭鉱を売って金がふんだん

○讀岐政府委員　不安定鉅害でもそれは売手の鉅業権者が処置するのじゃないのです。不安定鉅害だからこそこえって整備事業団が責任を持つのです。でございますから売った方の鉅業権者は関係はございません。そこで鉅業権者である整備事業団と被害者との関係は、一般の鉅業権者と被害者との関係と同じ事態になって現われるわけです。

○滝井委員 これは大事なところでございますから確認をしておきますが、そうしますとAという炭鉱が買い上げられたとします。まず不安定の分については、とりあえず効用を回復する程度に、戸が動くように、あるいは屋根が落ちようとするればそれをもとに直すくらいの応急的な処置は、第一段階として整備事業団がやってくれる。そうしてさらに安定した後に恒久的な復旧を整備事業団がやってくれる、こういう二段がまえであると考えて差しつかえありません。

○讃岐政府委員 その通りでございます。

○福田委員長 この際暫時休憩いたします。本会議散会後、再開することといたします。

午後二時二十四分休憩
午後四時一分開議
○福田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

で、これを許します。讃岐石炭局長。
○讃岐政府委員 先ほどの御質問で、標準炭価の中に賠償費を幾ら計上しておるかという御質問がございました。一トン当りにしまして平均六十三円となつております。
○福田委員長 滝井義高君。
○滝井委員 質問を続けさしていただきます。
さいぜん合理化にかかった炭鉱の

いろいろな事後処理の問題について質問をいたしました。それに関連してもう一つ重要な問題があります。それは現在合理化にかかる成鉱が簡易水道をやっておる。そしてその簡易水道の運営の経費というものは全部鉱業権者の経費でまかなっておるわけでございます。そうしますと合理化にかかりまして一切の権限が事業団に移ったのちにおける簡易水道の経常費というものは一体だれが持つかということです。これは市町村が持つことになるのか、それとも依然として鉱業権者の一切の権限を引き継いだ事業団が持つことになるのか、この点を一つ御説明願いた

い。
○讚岐政府委員 簡易水道の維持管理費の支出の問題でございますが、これは炭鉱が必ず出さなければならぬということは一般的には言えないのじゃないかと思ひます。これは管理者と炭鉱との契約によりましてその負担の原則がきまつてくるのじゃないか、従いまし

も事業団が引き継ぐべき性格のものであることがはっきりする場合におきましては、事業団がこれを引き受けることになるかと存じます。

○滝井委員 きわめて抽象的なことで、わかりにくかったと思うのですが、いいですか。炭鉱が簡易水道をやっているということは、私の言う場合は鉱害です。鉱害のために井戸水が枯渇し

た、そのために簡易水道を作った。こういう場合があります。それから、簡易水道を作るには相当莫大な金が必要、従つて水をくんであげましようといつて一軒々々の被害を受けておる世帯に対して水を配るといいますか、くんであげる場合があるわけなんです。これはいづれにしても同じなんです。炭鉱が合理化にかかつてびたつと休止をしたからといつてすぐには井戸水という出ません。また出ても、井戸水というものはいわる金がありまして飲めない。そうしますと当然そのあと簡易水道なり飲料水の補給を炭鉱がやつてくれなければならぬ。一体それは市町

ぼ市町村が受け継ぐことになるわけでしょうが、しかし井戸の水をくんで差し上げる、という場合があるのですから、そういう二つの場合をひっくるめて——きわめて具体的にそういう場合があるわけです。その場合には、さいぜんの御意見の通り、一切そういうもの

臨時的な措置ではなくて、ほとんど平恒久的にその地区の飲料水を補給するために作られたものです。そういう恒久的なものまで同時に整備事業団が持つか持たぬかということを確認しておかないと、これは今後重大な問題になつてくる。

○讃岐政府委員　先ほども申し上げました通り、簡易水道等の問題につきま

ケースに判断するものだと存じます。つまり井戸水が濁水しまして、それに對する賠償といたしまして、簡易水道を提供するという形の場合、原則としては水源があれば、簡易水道を作ることによって被害人口に對する水の供給ができるわけでございますから、その程度にとどめられるべきだと存じます。しかしながら賠償の一つの形態といたしまして、常に水源を供給しながら水を維持しなければならぬ、こういういう場合におきましては、お話のようないかのような炭鉱の鉱業権を引き継いだ場合においては、鉱業権者である石炭法廷に請求する運用、これは、いかに

ないといふ場合もあると存じます。しかしこれは一般的に言えることではございませんで、賠償と復旧とそれに伴う特約とでも申しますか、そういう契約によつてきまるべき事項であると存じます。

○滝井委員　たとえば農地も家屋もあ

○讀岐政府委員 どうしても事業団が引き継がなければならぬという前提に立ちますと、さようなことになるかと存じます。そこで毎日水をくむべきかあるいは別に水源を設けて供給すべきかという問題も起つてくるのではないかと存じますが、ともかく前提といひまして、事業団が引き継がなければならぬということがはつきりするところではないかというところは、

て引き継ぐわけでございます。

○滝井委員　大体明白になりました。次にもう一つ少し疑問に思ふ点は、たとえば具体的に例を出した方がわかりやすいと思いますが、私の方にたぎりとあれものがあります。源泉と書いておられるの方でたぎりと読むのですが、ずっと昔から湧水をして二百町歩の田を灌漑しているわけですか。ところがその付近に無数に炭鉱ができてまして、一百町歩を灌漑するたぎりの水がびたつと出なくなつた。これは無数にそこへ炭鉱があるために、どの炭鉱がやつたかということは、実は坑内を調べなくてはならないです。二、三の坑が、今まで

たとえ、地下二十立方の水を揚げておったものが、地下水の流れている水道と申しますか、それに突き当てますと、一挙に百立方になった、こういうことになれば、そのところが大体突き当てたところ、ということが言えるわけです。ところがその炭鉱だけに言っても、なかなか

私がやりましようとは言いません。従ってその関係する五つ、六つの炭鉱が全部集まって鉱害を賠償しよう、こういう形が出てくるわけなんです。こういうような、どの炭鉱がやったか外観的に見たら明白でないというように、な場合に、その地区の住民はどの炭鉱に交渉していかかわらぬわけです。従ってこれは当然通産局に行くことになるわけですが、今の形からいって、通産局がこれらの関係炭鉱を呼んで相談して、あなたの方で負担金と申しますか、納付金というものを納めて、そして一つ臨鉱法にかけた、こういうことになるわけです。こういう今一つの具体的な例で言ったのですが、今のような、筑豊炭田のような老朽化した炭鉱地帯においては、もはや原因がわからぬですね。どこがやったかわからぬ、こういう場合に、役所が積極的に関与して乗り出してくれればよいが、なかなか役所も忙しくて乗り出せぬという場合があります。今後非常に炭田が古くなるという例が多くなってくるのですが、こういう場合は局長さんの方ではどういう行政指導なり措置をやっていくつもりなのか、考え得る方法があれば御説明願っていただきたいと思ひます。

○讃岐政府委員 非常にむずかしい問題でございまして、答弁もなかなかかはばかしくないのでございしますが、まずそういう場合におきまして、その被害が鉱害であるかどうかということは非常に大きな問題であらうと思ひます。そこでそれが鉱害であったと仮定しましてお答えさせていただきます。その場合におきましては、従いまして、付

近に数個の鉱区がある、その鉱区の共同責任だということもはつきりしてくだらうと思ひます。そういうような場合におきましては、各炭鉱に負担の割合をいたしまして、共同の責任をもちまして賠償の責任に当てるわけでございますが、今後その方針をとって参りたいと存する次第でございます。

○清井委員 その場合に、四つ、五つある炭鉱がみんなよろしい、こう言えは話がわかるのです。ところがそのうちの一つの炭鉱が、おれの方は技術的に自信を持って全然関係がないのだ、こうなりますと、あとの四つは、あの炭鉱が払わなければおれたちも払わな、こうなる。結局まとまった話はどうなるかという、百の被害があつたのに二十くらいしかやらない。それはどうしてかという、話がまとまるときには出す納付金というか、分担金が少なくなってしまう。従って監督官庁としてもやむなくまああしはらうが、まんなさいと言つてちよつとしかやらぬ、こういうことになる。こういう場合が最近はおれわれの地区においては多くなつてきているのです。どこかわからない、鉱区境になつた日には相錯綜してゐるのです。こういう場合はとにかく法律は書きにくいけれども、もはや筑豊炭田の現状は非常に古くなつてゐるということから考えて、やはりそこにずばりというものを解決する道、あるいは行政指導のできる案を作つていかなければならぬと思ふ。そのために今被害を受けている者が農民であり、あるいはその水を飲料水としてゐる住民なんです。それでそのま

ま何も処置ができないのです。今のところ炭鉱にこうだと言つてやる方法がないのです。これはあなたの方の現地の鉱害部長なんか実際非常に困つてゐる。呼び出してみな来ればよいけれども、五つのうち三つしか来なくて二つが来なかつたときは処置しないのです。これを綱つて来させる方法がないのです。そうしますと結局おどろきの鉱害の処置になつてしまふ、これが現状なんです。こういう点は一応宿題にしておきますから、研究をしてみたいと思ふ。

それからそれと同じことが、今度は鉱業権者と租鉱権者の場合に言えるのです。たとえばAという鉱業権者がBという租鉱権者に鉱区の一部をやらす、とします。そうしますと、Bという租鉱権者が乱掘をやつて、非常に莫大な鉱害をその地区に起したといたしますと、当然被害者はそのBという租鉱権者に向つて鉱害の復旧の要求をいたします。そうしますと、そのBという租鉱権者が、大して資力がない。だから私は鉱害の復旧はやる意思はありますが、今は金がないからできません、こうなる。そうしますと、被害者は今度は鉱業権者のところに行くわけですが、もうBという租鉱権者はやれなから、一つ鉱業権者であるあなたがやつてくれ、こうなりますと、よろしい、やりましょう。しかしそれは私の租鉱権者であるBが、私はやりません、こうあなたの方に明言した場合に私はやりましょう、こう言うのです。そうしますと、Bの租鉱権者は、いや、私がやります、ただし、今は金がないからしばらく待て、こういうことなんです。そうしますと、大体鉱業法

は連帯責任になっております、百九条だつたか。何ということはない。連帯責任だけれども農民にしても被害者にしても取りつく島がない。一体こういう場合のきめ手は大体どうしたらいいのでしようか。この法律の施行に當つておるあなた方は一体どうするのですか、そういう場合には。

○讃岐政府委員 まず乱掘をするというお話でございます。乱掘はやらせないように施業家で十分監督して参るわけですが、従いまして施業家に違反したり、あるいは施業家を出さずにやつたり、そういうことはあるいはあるわけでございます。そういう場合における監督の方法としては、場合によりましては鉱業権の停止というふうなこともあるわけでございます。さて現実には被害を生じましてその賠償のやり方をどうするかという問題でございますが、租鉱権者も鉱業権者も責任を持つておるわけでありまして、相手がどう言つたかということはこの場合問題にならぬということでございます。われわれとしましては、賠償が円滑にいけますようにいかなる場合においても誠意を持って働いてゐるつもりでございますが、十分賠償ができますように指導する方針でございます。

○清井委員 結局局長さんたちは非常に誠意をお持ちであるということは今答弁でわかるのです。しかし現地の状態は、結局租鉱権者にしても鉱業権者にしても、いよいよ都合が悪くなる、今のような工合になつてしまつてどうにもならぬというのが現状であるということだけは一つ御認識をいただいております。そこで、それに関連して今施業家の話がいよいよ出てきました。まずこういうことがある。特鉱漏れというのがある。たとえば十軒の部落があります。そうしますと、部落のまん中の十軒のうち八軒は特鉱になつておる。二軒は特鉱になつてない。これは一体どういふことかということなんです。いや、そこはどうも正直に言うの特鉱漏れでございます。この法律は鉱業権者がやるともに関係者もやることのできることになつておる。ところが今ごろ八軒が特鉱になつておるから自分のうちも特鉱になつてゐるだらうと善意に思つていたところが、いよいよやる段になつて、君のところはできないんだ、特鉱漏れだ、こうなんです。こういう特鉱漏れの救済措置があるかないかということなんです。これはこの法律が昭和二十五年にできたときには、大衆は知らないでしよう。私らでも知りませんでした。これはほとんど専門にやつてゐる人以外には知らない。そうしますと、今ごろになつて初めて隣近所の家がびっくりになつて、自分の家もしたらえな、かと思つて行つたら、あなたの方には特鉱漏れでだめだ。じゃ、今から申請します。いやあれは期限が切つてございまして、だからだめでございます。そうすると今度は妥協で一般鉱害でしてやりましよう、こういうことになるでしよう。特鉱は一般鉱害でできないはずなんです。特鉱が一般鉱害になつたり一般鉱害が特鉱になつたりするのでございましょう。しかも、道路の隣までは特鉱でなく、道路を隔てた隣はもう特鉱でない、こういう場合がある。その場合、ではその道路を隔てた隣が特鉱ではないというならば地図を見せ下さいという、地

図は見せられせんという。あなたは施業案とおっしゃっているけれども、普通の人が鉱山監督当局に行つて地図を見せて下さいと言つても、絶対見せません。それはわれわれが行つてよほど話し込めば地図は見せるかも知れません。しかしその地図が信用できる地図であるかどうかというところは疑わしいのです。もう今から十年も十五年も二十年前に掘つたものだから。その通りであるかどうかということの信憑性がむずかしい。そこでわれわれとしては、今度はその当時坑内に働いておつた人を連れてきて、大伴君はどういう工合に掘進をしてどういう工合に掘つていったのだという、いや、確かにあの下は掘つたんだという説明を故老がしてくれるけれども、そういう故老の説明は出るどころに出たんだめなのです。だからそういう鉱害問題に當つて——あなたは施業案というものをとおっしゃいましたが、それならば坑道をどういう工合に進んだか、この坑道のこの地点は地上でいへばどの地点になるのだということは、やはり大衆が行つたら鉱山監督当局は懇切丁寧に説明をしてそれを見せるだけの雅量と公開性と民主的な精神がなくてはならぬ。これが今やられていないのです。これは炭鉱に行つても絶対見せません。だからこういう点が、施業案々々とおっしゃいますけれども、施業案なんというものはでたらめなんです。私も農地委員をして農地法でずいぶん施業案にも関係しましたが、施業案という、農地法なんかその通りやるかと思つたらやはりどうも違います。施業案の通りやりはしないのです。施業案というものはそのときその

とき作つていく。従つて、誠意をもつて御指導いただいておるといふことは、実はよくわかります。よくわかりますが、現実の状態というものは今申したようにそういう状態でない、こういうことなんです。それでどうですか、いわゆる坑内地図というものを大衆に公開はできないものかどうか、これは秘密も何も無いと思うのです。

○讃岐政府委員 その点はおつて衆議院におきましてか参議院におきましてか私存じませんが、国会においても審議されたことがあるかと存じます。われわれの解釈によりますれば、施業案というものは鉱業権の内容であり、個人の財産権でございます。これは諸君がある場合は別といたしまして、その財産権の内容をあくまでお守りして、ものといひましては、第三者に公開するといふことはとつておられないのでございます。

○滝井委員 そうしますと特鉱の申請漏れというふうなものの救済の措置は一体どうしてくれますか。

○讃岐政府委員 その問題は非常に残念なことだと存じます。実際人間のすることと存じますから誤りがあるたのじやないかと存じますが、救済と申しましては特別鉱害復旧臨時措置法におきましては特別鉱害として認定しなければならぬという要件がございます。その認定に期限のあることもたが済みまして時を経まして今日におきまして特鉱漏れだということが発見されたといひましたも、もはやこの法律では救済の手段がないのでございす。しかし特鉱に認定されなかつたといふことから、これは一般鉱害であるということに解釈することにつきましては何ら疑いはないと思ひます。そこでわれわれとしましては、やむを得ぬ措置をいたしまして、一般鉱害として賠償なり復旧なりの努力をいたしたいと存じます。まあ復旧の結果につきましては同様の結果は期待することでもできるのじやなからうか、さうに考えておる次第であります。

○滝井委員 そうしますと、特鉱漏れのものも一般鉱害としては一応救済が考えられる、そういう方向でやつてもよろしい、こう理解して差しつかえありませんね。

○讃岐政府委員 さううでございす。

○滝井委員 だんだんわかつて参りました。そういうふうに理解をいたしておきます。

次に、一番問題なのは打ち切り補償というやつです。われわれのところには、主として大伴君なんですが、どういう一札を入れておるのかという、今から二十年も三十年も前に、われわれの父の時代に、私の家を復旧をしていただきた、もう今後孫子の末まで一切賠償ということは申しません、こういう一札を書いて入れておるわけですから、そこで、最近になってから、今度は、その同じ鉱業権者の租鉱権者、あるいはその鉱業権者の租鉱権者、あるいはその租鉱権者のものがあることによつて、陥落が起つてきまします、家が狂つてくるわけですから、今暴力事件その他が起るの、これが一番原因になつてきておるのです。あなたは知つておるか、あなたのお父さんの時代にちゃんとした証書が入つて

おります、覚書が入つております、これでございす、と炭鉱側は出します。なるほど見るとおやじの判を押して、孫子の末まで鉱害については一切何も申しません、こう書いてある。すると、ぐうの音も出ない。ところが打ち切り補償は、鉱業法の百十四条に、これは損害を必ずしも予見するこゝとができないので、「損害賠償の額が予定された場合において、その額が著しく不相当であるときは、当事者は、その増減を請求することができぬ。」と規定をしておるわけなんです。この「額が著しく不相当である」といふことなんです、これは一体だれが不相当と見るかという事です。これは炭鉱側から見れば不相当でないといえるし、われわれの側から、被害者の側から見れば不相当であるといえる。そこでどういふことが行われていたかといふと、こういう事です。あなたの家はごらんの通りこういう証書があります。この証書、覚書によつてあなたのお父さんに私の炭鉱としては当時の金で、昭和三年なら三年で五百円支払いたしました、ところが、現在の日銀の物価指数を昭和三十年と比べてみると、ちやうど四百倍でございます。だから、あなたの家には当時のお金で、換算してみると二十万円払つております、ところが、今のあなたの家の被害状態を見ると、それは十二万円です。八万円炭鉱にお返しなさいというのです。今度炭鉱の方から返せというのです。そうしますと、無知の農民被害者といふものはどうにもならぬ、それがあなたに不服であるならば裁判に持つていきなさい、こういうのです。だから、この著しく不利益であるなんといふことは一体どうするかということ

うことは一体どうするかということなんです。こういうことで、結局もうできぬ、自分で行つちやだめだ、もう十回も二十回も行つてもだめなんだからというところで、そこはブローカーができるでしょう。これは必然にできるので、す。だれかに頼まなければならぬという格好になつてくる。従つてこの鉱業法の百十四条の打ち切り補償における今のような場合の取扱ひです、今のようには孫子の末まで文句は言ひませんと書いておつてもそれはだめだ、そういうことは二十世紀の後半における民主主義の新憲法のもとでは通らぬと御言明いただけるか。それとも、それは正確なものであつて——これは民法の四百二十条が何か関係すると思ひますが、それは私的な契約であるからどうにもしようがないとおっしゃるのか、そこらあたり一つ……これは今後非常に問題になってくるところなんです。大伴君から中小、中小からさらに小さいところに次第に炭鉱が移譲されていくにつれて、この証文は力強いものになつて生きておるといふのが今の筑豊炭田の現状です。一つ明快な回答を願ひたい。

○讃岐政府委員 鉱業法の解釈の問題でございす。これは鉱山局で所管いたしております、私はこの法律に基づいて特別法である臨時炭法なり特鉱法でやつてゐるわけでございます、鉱業法の解釈を実は自信を持つて申し上げる方がいいのかと存じますが、私もこの鉱業法に基づいてわれわれの仕事をしてゐるという建前から、一応私から申し上げます。そこでもし誤り等がございましたら鉱山局長から

御訂正を願うことにいたします。鉦害賠償の額が予定された場合において、その額が著しく不相当であるときは、当事者はその増減を要求することができるといふことになっております。そこでその著しく不相当であるという判定の時期は、その当時に予想したことでありまして、その後出てきた被害を考へるというのが原則であろうと思つてございまして、物価指数ではじいてみて四百倍だからどうだということをして直ちに適用することは私は不相当ではないかと存じます。そのときの物価の状況と現在の物価のバランスの関係等もございまして、実情に即して判断すべきじゃないかと思つたので、物価指数の変動だけをこれに適用して考へるということとは不相当ではないかと存じます。

○滝井委員 どうもちょっとわかりにくい。それじゃもうちょっと突っ込んで言いますと、二十年前に打ち切り補償をもらいました。ところが現在戸が動かない、家が狂つてきた、このときには鉦業権者に賠償を要求する権限はありますね。

○讃岐政府委員 その場合も一般的に申し上げることは困難かと思つたが、当時におきましていわゆる打ち切り補償、予定した賠償がありまして、そのときに予定された範囲内のことでありますならば、その後発生した鉦害といへども賠償の請求はできないというのが原則であろうと存じます。しかし予定といふことでもありますし、著しく不相当であるという場合もあるわけですね。予見することのできなかつた鉦害が起つたという場合におきましては、新しい問題となるべきものだと考へます。その判断につきましては、当事者間にかわされた契約の問題と、それからその当時当事者間の話し合いの言外の実情と申しますか、そういうものも判断いたしまして、個々ケース・バイ・ケースに考へるべきではないかというふうに考へる次第でございまして、

と考へます。その判断につきましては、当事者間にかわされた契約の問題と、それからその当時当事者間の話し合いの言外の実情と申しますか、そういうものも判断いたしまして、個々ケース・バイ・ケースに考へるべきではないかというふうに考へる次第でございまして、

○滝井委員 答弁で逃げる文句として、ケース・バイ・ケースというのをどこのお役所でも言いますが、筑豊炭田に行くとはほとんど普遍的にあるのです。孫子の末まで文句は申しませんという一筆が入つてゐる。しかもそれは今から二十年、三十年前のものです。これはきつめて具体的なものだから具体的にお答え願ひたいと思つたのです。現実には鉦は何層もあるわけなんですから、まず一層を掘るときにそういう打ち切りをやつておいて、そうしてしばらく掘らずにゐる、また何年かおいて二層、三層を掘るといふのは、今のあなたのお言葉で言へば明らかに予見されることのできない鉦害です。そんなに二年も三年もあるいは五年も十年も後に掘つたらどんな鉦害が起るかというところは、神ならぬわれわれは予見することはできません。ところがその当時は、今から二十年前は、自分の鉦区なんだから、あとになって技術が発達すれば深い層までとるのだ、こういうことを考へておるわけですね。おそれなくやつと打ち切つた鉦業権者はこう考へておつた。鉦業権者から言へば予見することができておるとしても、こちらから言へば、わしのおやじは予見してゐなかつたという水かけ論になつてしまふ。そこで私の方の意向を了承できないなら裁判所に持つていきなさい、

みなこれです。だからそこを裁判所にまで持つていかなければならぬものなのか、それともそういうものは役所がびしやつと折り目を正して決裁をして、予見すべからざるものである——だから二十年、三十年前にやつたものはもう効果がないとあなたがここで断言できればいいのです。ケース・バイ・ケースということになれば、答弁したくないのと同じことになつてしまふ。

○讃岐政府委員 事案としては普遍的に発生しているということも考へられますわけですが、しかし鉦業権者側の技術の状況からいって、それはど深部まで採掘できるかどうか、そういう問題もございまして、鉦区の大さき等からいきまして、それほどのことを當時において考へられておつたかどうかというようなことも判断の資料になるかと思ひます。やはりこれは鉦業権者側の事情と、それから被害者側の事情を個々に判断しなければ、何とも申し上げられないのがほんとうかと思ひます。しかし究極におきましては、これは裁判所が決定いたしました判例となつてわれわれの行政を規制していくということになるわけでございます。

○滝井委員 一応そういう証書を取り

かわしておつても、それは被害者を的確にきめるものではない。これはやはりケース・バイ・ケースによつて検討すれば、孫子の末まで異議は申しませんといふものを入れておいても、これは明らかに鉦害の対象となり得るといふことは大体わかつておるようでございますから、さよう了承いたしておきます。

次に盗掘の問題です。鉦業権者と無関係に盗掘が行われたときの鉦害の責任は一体どこにありますか。

○讃岐政府委員 鉦業法に基づいて、従つて鉦業権に基づいて採掘をしたという場合でございまして、これは鉦害とは言えないのじゃないか。従ひまして違法行為に基づく被害でございまして、これは一般の不法行為と考へるほかにないと思ひます。

○滝井委員 そうしますとその場合に被害を受けた人は、盗掘をした人を相手にして賠償してもらふなり裁判を起す以外にない、こういうことになるのですか。

○讃岐政府委員 さようでございます。

○滝井委員 そうすると、盗掘した人が全然行方不明でわからない、こういうときにはいゝゆる所在不明という今の一般鉦害の改正に当てはまるかどうか。

○讃岐政府委員 その場合にそれが鉦害とは言えないということをお願いしておる次第でございまして、従ひまして所在不明の鉦害と言えないということになります。

○滝井委員 これは非常に重大ですが、そうしますと、その被害者は泣き寝入りだということになるのですか。

○讃岐政府委員 例外としてそういう

手の施しようがないじゃないですか。

場合は起り得るか存じますが、先ほど来申しました通り、施業案によりまして嚴重に監督して、さようなことのないようにしていくわけでありまして、ただいま例をあげられた大手の場合等におきましては、そういうことは絶対にないよう監督できるはずでございます。まして、そういう事態は一般的な事態として起り得ないのじゃないか、さように考えます。

○滝井委員 それが起り得ておるんです。現実には私のところにあるんです。Aという炭鉱がありまして、そしてBという租鉱権者からどんどん斤先を取るとして、一切の炭鉱の財産をAが押えてしまつておる。そして譲つた租鉱権以外のところをBが掘つてしまつたのです。同時に租鉱権者であるAもまたそのかすを取つておるのです。ところが上層の方は租鉱権者が自分の知らないうちに取つてしまつたのだ、だから私の方は租鉱権の責任はありません、しかし私の方の取つた下層の分については私に認めましょう。しかし上層は私の鉱区内であるが、租鉱権者が掘つたものである、盗掘であるから、今のあなたの説明によつて、私は責任を持ちません、こういうことになる。そうすると、相当広範囲の被害家屋なり被害農民というものは方法がないのです。こういうことになるのです。しかも今のよう施業案というもので嚴重な監督をしておるといふことなら、施業案を実際に行なつた結果からいへば、監督不行届きの役所自身が責任を負わなければならぬということになれば、国が責任を負ふということに落ちつく。現実には起り得ないのじゃないか、

い、私のところにある、しかも坑口が同じである。通産局は同じ坑口を許可しているんです。

○讀政府委員 あげられた例は非常に具体的でございまして、例外としてそういう場合もあつたのかと存じます。そこで法律上の筋を進めていきたいと思います。その場合においては、下層を掘つた租鉱権者がその限りに於いてその責任を負ふ。それから盗掘した租鉱権者が、その場合盗掘ということが事実でありますならば、その盗掘を復旧するに当りまして、これは不法行為者でありますから、損害賠償の責任を持つべきであります。そこで受益者負担としてその租鉱権者から受益者負担を出されて、盗掘復旧をやることが望ましい、かように考えます。これは今直ちにどうするといふこともできませんが、その点十分研究いたしまして、結果としてその盗掘が復旧できましように運用して参りたいと考へます。

○滝井委員 受益者負担としてその盗掘をした租鉱権者にある程度の負担をやらせるといふことなんですか。ところがその会社は未払い賃金五千万円、国税の滞納がまた莫大である、債務は二億も三億もある、しかも整理会社でない、裁判所の許可を得なければ金が出せないので、それで施業案というものは許可されてどんだん現実にやつておる。こういうことでは、いよいよよとなる。租鉱権者は盗掘だといつて逃げたし、ええ、それまでです。現実にはないことではない、現実にはある。そうしてあなた方の通産局が施業案の許可も出して、同じ坑口からやらしてゐる。われわれは、すべての財産を押えている会社であるから、まさか盗掘などとは言つて

いと思つたら、盗掘だと言ふ。それで租鉱権者は一切のがれてしまふ。そういうことがこの二十世紀の後半白昼公然と許されるとするならば、租鉱権者はみんなやりますよ。みんなやつて、知らなかつたと言へばいい。それが盗掘であるかどうかの認定は一体どうしてしますか。そういう場合認定の方法がないと思ふ。

○讀政府委員 租鉱権を設定する場合におきましては、租鉱権の範囲といふものははっきりしているわけでございます。そこでその範囲内において施業案を出して、その施業案に基づいて掘掘を行つておられる。それがその範囲を逸脱して、故意に採掘した場合におきましては、盗掘と認めるべきものでございまして。

○滝井委員 施業案と違つたものは盗掘だといふことはよくわかるんです。が、それでは全国何百とある炭鉱をたつた七十人そこそこの人たちが行つて監督できますか。実際問題としてできやしないです。

○讀政府委員 施業案の監督につきましては、石炭局関係と申しますが、生産関係の職員と、先ほども申し上げましたように、鉱山保安関係職員とが入れかわり立ちかわりその鉱山の現場に参つて監督しておるわけでございます。相当回数を重ねて行つておるわけでございます。

○滝井委員 そう言つておつて白昼公然とやり行われておるわけなんです。しかも裁判所がきつちと押えておる整理会社ですよ。しかも租鉱権者が同じ坑口から石炭を出しておる、そうして租鉱権者は、私は盗掘しませんでした、

こうなる。それからこれは二人で話し合へばわけないです。お前がほんとうのことを言へば租鉱権を取り消す、よろしい、こういう合意も成り立ち得るわけなんです。それがその場合に成り立つたかどうかかわかりませんが、成り立ち得るわけなんです。そういうことが、それに於いては、今のあなたの御答弁の中では、そういう盗掘といふものについては盗掘が復旧できるやうに研究してみるといふ御言明がありまして、これはぜひそうしていただきたいと私は思ひます。

それから、盗掘をしたその炭鉱が合理化にかかつてしまつたという場合に、その盗掘は事業団が引き継ぎますか。

○讀政府委員 事業団は、その租鉱権者の債権債務等をさしに検討して引き継ぐわけでございます。そこで不法行為として損害賠償の義務がある場合、不法行為に基く損害賠償を済ませる、それから事業団に引き継ぐことにするだらうと思ひます。

○滝井委員 租鉱権者はまず被害者に對してそれらの盗掘の問題を片づけた後に売る、こういう格好になるとおっしゃるけれども、これは今申しましたようにまだ不安定です。不安定のため、一般盗掘その他にもかけるというわけにいかぬ。それでいわゆる五年以内のソクの中に入つておるわけですから、これをすぐに買い上げていくわけなんです。それから、盗掘の問題もはつきりしない、そういう中で、租鉱権と租鉱権者と一緒に買い上げられていく、あるいは租鉱権者だけが買い上げられて租鉱権の部分のところだけ残る、こういう場合がある。そうしますと盗掘の分だけそこに残つてしまふのです。

○讀政府委員 この場合は不法行為でございますから、安定とか不安定とかいふことはいいわけでございます。一般の債務でございますから、その債務の整理につきましては、債権者、債務者の間に円満に話し合いがつかなければ事業団は買へなくなる、それが実際の問題ではないかと存じます。

○滝井委員 そこは非常にこまかい、むずかしいことになっておりますが、いよいよそういう問題が具体的になれば、いづれこれは具体的に今の御答弁の趣旨で一つ御処理を願ひたい、こう思つておるわけでございます。

次に、今度家屋の復旧について国と県とが五〇%の割合で総復旧費の中から持つことになるわけなんです。が、県の負担は財政上の措置をしておかぬとなかなか地方自治体はやれないと思ふのです。結核予防法なんか地方負担を作つておるのですが、地方がその予算を計上しないためになかなかできないという状態がある。これは当然地方自治体への財政措置をあなたの方は大蔵省に要請されておるのではないのでしょうか。

○讀政府委員 その問題につきましては、これは大蔵省と自治庁で御相談願つたことでございます。私も承知しておるわけでございますが、福岡県その他関係府県におかれましては、このことは了承されたはずでございます。そこで予算の問題になるのであります。おそらく各府県とも、来年度、本予算には盛り込まないといひましたし、追加予算なり何らかの形において財政的措置がなされるであらうということ

は期待している次第でございます。

○滝井委員 地方財政の具体的な問題は、多賀谷さんが聞くそうですから、一応私の質問はこれで打ち切っておきます。

○福田委員長 多賀谷眞経君。

○多賀谷委員 国鉄の方が見えておりますから、時間の関係で特に国鉄の関係をやりたいと思います。

実は国鉄の志免炭鉱の関係ですけれども、国鉄の志免炭鉱は特別鉱害の関係にないわけでありまして、それで志免炭鉱だけが復旧が非常に遅れておる。よそが九〇％程度進捗しておるにかかわらず、一〇％程度しか進捗してないというのを聞くわけですが、なぜ特別鉱害の対象にならなかったか。当時国鉄は政府であったかもしれません。だから政府であるから賠償には何も資料的に困らないし、相手が政府であるからといって被害者の方も安心しておったかもしれませんけれども、政府機関のこういう賠償の仕方では民間はならないと思います。一体特別鉱害についてどういう態度を持っておられるか、これをお聞かせ願いたい。

○小倉説明員 実はその鉱害につきましても、予見しておるものもございましては、まだ実際に詳しく調査してありますものでもございまして、まことに恐縮でございますが、いずれ調べまして御説明したいと思っております。

○多賀谷委員 実は副総裁は御存じないかもしませんが、関係者はよく存じておると思います。今からの問題じゃないのです。この特別鉱害というものは、たしか昭和二十五年当時行われたものでございまして、戦時中の

鉱害なんです。すなわち戦時中海軍が掘ったときの鉱害で、これは政府がかりの責任があるから、普通の鉱害とは考えられない、こういうわけで一般の炭鉱ではこの戦時中の鉱害につきま

しては、国が補助金を出して復旧を進めておるわけなんです。ところがさうくその当時国鉄自身が政府であった関係もあつたのでしようけれども、いわば一般民間とは違ふのだ、政府であるから十分補償してやる、そう関係者も思ひ、被害者も思つたのかもしれません。そこで実は法律も本年で終りまして、まあ残事業だけ明年度やろうというので、法律の一年延期の法案が出ておる。ところが志免炭鉱につきましては、今申しますような状態です。それで私考えますのに、当時でも特別会計でやつておつたと思ひますが、よその炭鉱がやはり政府の一般会計から支出を願うのですから、特別会計といへどもその分については一般会計から支出を願つて、補助金をもらへば——これは補助金と今言うかどうか知りません。あるいは会計の組みかえというかも知れませんが、要するに一般会計から特別会計に移せばそれだけいわば経営状態がよくなる、そうしてこれは運賃値上げにならない一助かと思ひます。要するにそういう非常にやさしいことをしておる。それでこれは一般会計から出るので、ほかに炭鉱はもつておるのですから、当然志免炭鉱ももつていいと思ひます。それなのにさういふ金は遠慮なさつておる、遠慮をしてい

るならいいのですけれども、実は仕事をやつていない、こういうことなんです。よそでは法律が終り、ほとんど九

〇％程度進捗しておるのです。ところが志免炭鉱はさういふ事情ですから、財源がないからできないのです。これははなはだ関係被害者としては迷惑な話であります。いやしくも政府の機関が補償しないなんて、これは大問題になつておるのです。柏屋炭田ではお隣は三菱の勝田炭坑、あるいは明治の高田炭坑、こういうのがありまして、その方はほとんどたんばでも何でも復旧しておる。志免炭鉱だけはえらい復旧ができておる。これは政府の機関だ、こういうことではわが党が政権をとると非常に迷惑をするのですがね。それでこの関係については、私はぜひ考へてもらいたいと思つたのです。

○小倉説明員 実はまことに相済みませんでしたが、御質問の件がこの件であるとは存じませんでした。実は志免炭坑につきましましては、今志免炭坑の処分をどうするかというふうなことをいろいろな委員会その他で御質問を受けておりますので、その件だと思つて参りました。私は昨年国鉄に來ましたばかりで、実は炭鉱のことは非常にしろろとでございまして。しかし院内にそちらの方の担当の常務が来ておりますから、もしよろしければ、私すぐ参つて入れかわつて説明させていただきますと思ひます。

○多賀谷委員 では後刻御答弁願いたいと思ひます。

では続いて石炭局長にお尋ねいたしますけれども、明年度からは特鉱がなくなるわけでありまして。特鉱がなくなつて、一般鉱害の復旧という臨時措置法による復旧が大多数になると思ひますが、現在の状態、現在といひますと、明年度から始まる状態の時点に

おいて、大體復旧の進捗状態と被害の進捗がどういふバランスになるでしようか。あるいは被害はだんだん拡大をするのですか、あるいはだんだん縮小するのですか、その見通しをまずお聞かせ願いたい。

○議政政府委員 先ほど申し上げましたように、金額で申しまして毎年発生する鉱害量が十二億でございます。これは現在の出炭ベースで考えまして、そうなるであらうという推定でございます。従いまして、これを復旧すると申しますと十二億の事業量になる、こう申し上げていいのじゃないかと思ひます。そこで昭和三十三年に予定いたしました事業計画は、予算面から申しましてちよと十二、三億ということになつておりますので、明年度におきましては発生量と復旧量というものがびつたりマッチする、こういうことになりまして。これは、しかしながら毎年発生する鉱害が鉱害復旧事業団で扱う鉱害かと申しますと、全部ではございせん。御承知のことと存じますが、そのうちの一部は炭鉱関係において復旧する場合もございまして、あるいは被害者の方で年々賠償を希望するといふ場合もございまして。従いまして発生量と鉱害復旧事業団でやります復旧とはマッチいたしますが、しかし実際面におきましては、鉱害復旧事業団でやります事業量の方が多くなる。従いまして、すでに発生しております鉱害を逐次減少していける形ではないかと存じます。これは三十三年度の予算面から申してさういふのでございまして、将来におきましては予算もさらに獲得する努力をいたしたいと存じます。おいおい現在たまつております

鉱害も完全に処理する時期が来るのではないかとさういふふうに考えます。

○多賀谷委員 発生量とそれから復旧してゐるのが同じであるということになると、大體同じだけの鉱害が持続するわけですが、発生量というのは、私は加速度的になると思ひます。これは大體深部採掘をだんだん果増していきまして、だんだん加速度的に鉱害はたまつてふえていく、こういう状態になると思ひます。ですからさういふ時点で、どういふ計画をなさつたかもしれませんけれども、三十三年度が十二億ならば三十三年度は十三億、さういふように少くともふえていくというのが私たちの常識的な考えなんです。ですからこの点をコンスタントに考えられると非常に問題がある、さういふように私は考えます。それから三十三年度十二億というのは、これは特別鉱害を除いての話ですか。

○議政政府委員 事業費をいたしまして十二、三億と申し上げましたのは、もちろん特別鉱害を除いてあります。それから今申し上げましたのは予算面からさういふ計算を簡単に申し上げたのでございまして、実際面では炭鉱自身復旧するものもございまして、それから復旧を要しないものもあるわけでございます。

○多賀谷委員 私は発生量の十二億といふのが何を根拠にされたのか、きわめて疑問に思ふのですが、要するにできる仕事、本年度やろうという仕事と発生量と事業量が合うのが大體当りまえで、もの考え方から発生量といふのは何を基準にして、さういふ状態で発生量を把握されたか、この点

非常に疑問に思うのですが、発生量は一体どういうような把握の仕方をされておられるのか。

○讀政政府委員　こまかく申し上げます、午前中伊藤先生から御質問のありましたことに結着してしまふことになりかと思ひますが、毎年の発生量は従来の実績から推して、これくらいであらうというのを推定した次第でございます。

○多賀谷委員　その従来の実績というのは確かに仕事の量です。その発生する量ではなくて、仕事のできる量が大体の実績ではないですか。発生まで大体わかるのですか。

○讀政政府委員　過去に発生しました被害をトータルいたしまして、それで毎年大体どれくらい出ているのだ、こういうことを計算しているわけでございます。先ほど標準炭価で御質問がありましたように、トン当り六十三円で、そういうことが計算の基礎になつております。さうでございまして、復旧しようとする事業量の額と合せているわけではもちろんございませんで、昭和三十一年度におきましては、一般鉱害といしましては予算も少かつたわけでございます。事業量も従つて足りません。従いまして予算面から申しますと昭和三十一年度まではむしろ累増の形になるわけでございますが、しかし午前中にも申し上げました通り、数字の基礎はあまりはつきりはいたしておりませんが、公共施設にして昭和二十六年に二十九億あったのが三十一年には十七億になつておる。減少額は十二億だと申し上げました。農地につきましては六千四百町歩から五千九百町歩に減るわけで、家屋につ

きましては二百三十万坪が二百十萬坪に減つておるわけでございます。これは鉱害復旧事業で全部復旧したというところではございせんませんが、このように調査の結果一応減少した数字が出ておりますので、念のため申し上げます。

○多賀谷委員　その一つの炭鉱で考えても、毎年コストの中に占める鉱害のパーセンテージがふえてきていますから、炭はだんだん老朽化してきますから、大体同じベースをたどつておる。この一事を見まして、これは被害が加速度的に累増しておる、加速度はどれくらいアルファをつけるかは別として、かなり進捗しておる、こう私は考へざるを得ないのです。それで特別被害がありつた、長い間いわば全然復旧に手をつけなかつたものを一挙に復旧したから、最近はかなり復旧が行われたという感じを持つのです。しかし特別被害がなくなつた、私ひどくなつて、さうして鉱害そのものがトータルとしてふえていくのではなからうかと考へるわけですが、この点どういうようにお考えですか。

○讀政政府委員　先ほど申し上げましたような、昭和三十一年度としましては、発生量と復旧のあがき予算面では偶然に一致した、こういうことでございしますが、その他にも鉱業権者自身で復旧するものがありますので、昭和三十一年度におきまして減少する計算になると思ひます。しかし将来の問題につきましては、これは予算との関連でございまして、予算がふえれば事業量もふやすことができるわけでございます。私どもとしては、昭和三十一年

度におきまして特鉱と臨鉱でやりました事業量の二十数億、これをなるべく維持したい、こういうことで本年度も予算の用途といたしましてやつたわけでございます。御承知のように、特別被害の事業が来年度に相当繰り延べるものが出来た、こういうことでトータルを出てきて、十七、八億の事業量になるわけでございます。三十一年度比へまして三十二年度は多少減りますが、しかし事業量としてはそんなに違わない量を確保することができたわけでございます。再来年度以降につきましては、さらに予算面でも努力をいたしまして、事業量をふやしていきまして、おいおいたまつております。鉱害の処理ができませんように努力いたしたいというふうに考へておる次第でございます。

○多賀谷委員　私は、人口あるいは雇用関係のように、昭和四十年がマキシムで、それからだんだん減るというカーブを書けとは言ひませんが、少くとも何年まではこの程度でいけばどのくらい被害が出て、さうして最初のうちはなかなか追いつかないけれども、ある一定のところまでいくと絶対量として下るのだ、こういうような見込みをされる必要があるのではなからうかと申しますのは、われわれ炭田におきまして、ことにこの炭鉱が終つた場合に、一体鉱害がどのくらいあるだろうかというのを想像するときに、さういふことを感ずるわけです。それが大きな企業で各地に炭鉱を持つておる、この炭鉱がつぶれてもほかの方で採算がとれる、あるいはほかの方で経費で今つづれた炭鉱の賠償をまかな

い得るといふ態勢にあれば格別です。ところがさういふことでなくて、一つの炭鉱で立つておる、その炭鉱が終局した場合に一体鉱害の復旧が事実問題としてできるだろうか、こういうことを考へるわけですね。そこで結局炭鉱が終つたあとに、一体鉱害を復旧する費用と、炭鉱その他の資材を全部売つてさうしてそれに支払う額がマッチするかどうかということとさへ実は危惧するわけですね。もちろん炭鉱をやめるといへば退職金もやらねばならぬし、債務処理もしなければならぬし、さういふこととさへはきき出すかといふと、やめる炭鉱の利益金をきき出すからさういふことを考へるときに、供託金制度というものはかなり意義がある、また意義を持たなければならぬと思ふ。ところが供託金制度というのは現在ある予定をしました賠償につきまして、それが終ればもう返してやる、こういうシステムです。現在のシステムを言うのではないのですけれども、私は炭鉱が終局いたしましたときに、一体十分担保し得るところの供託金が残り得るかどうか、こういうことを心配するのです。これを制度的に確立しておかなければ、付近の被害者といふものは非常な不安におびえる、こういうふうに考へるのですが、その担保制度についてお聞かせ願ひたい。

○讀政政府委員　御質問の趣旨はまことにこもつともだと思ひます。さういふ意味で昨年の商工委員会でもこの賠償資金の確保について善処をするようにとの決議をいただいたわけでございますが、その決議に基づきまして今日まで努力して参りました。引当金問題、

供託金問題の進捗状況につきましては午前中政務次官よりも、また私からも御説明申し上げました通りでございます。現在われわれの到達いたしております結論から申しますと、ただいまの御質問の趣旨とは必ずしもマッチいたしません、少くとも今日までよりは相当改善したというふうに考へておる次第でございます。

○多賀谷委員　鉱業権が消滅する場合に、そのときまで供託金を積んでおいて、さうして鉱業権消滅のときの担保にするようにはできないのですか。これは法律上の解釈だけではなくて、立法的処置として、考へ方としてお聞かせ願ひたい。

○讀政政府委員　立法論の問題になるわけでございます。十分今後も研究を進めて参りたいと存する次第でございますが、今日までようやく到達いたしましたこの賠償資金確保の問題は、現状は申し上げました通りでございます。将来の問題といたしましては何とかこれは研究して参りたいと存じますが、今、将来の構想についてこういう構想がございまして、さういふことで、御了承をお願いしたいと思ひます。

○多賀谷委員　実はあるAという大手の炭鉱が山を廃止します場合には、Aという大炭鉱の場合は可採の炭量を残してあるわけですね。だからその廃止に伴つて鉱区を分断してBなりCなりといういわば中小企業の経営になると思ひます。そこでその中小企業は従来からありましたが、法律上明確にはなつておりませんが、共同責任の形において、あるいは連帯責任の形において、とにか

くかえながら操業していくと思うのです。そうするとAというような大きな企業家ではなくなっているのですから、それでいよいよBもCも採算し得る炭量がなくなつたときにはやめるということになるのです。鉱業権が全部消滅するといふ形になる、そうしますと、そういう場合において、B、Cがはたして支払い能力があるかといふと、全然支払い能力があると考えられない。あるいは支払い能力が本来ならあるべきはずだけれども、会社を別したり、いろいろな形にして——私はこれは従来の例からうかがえるのですが、十分な賠償をしてそうして立つ鳥跡を濁さずという形でやめていかれないのではないだろうか。かなり紛争を見て、結局被害者の方も泣き寝入りをするを得ないだろうということが十分想定されるわけです。そこで私は今までわずかではありますけれども、供託金制度があるのですから、供託金制度を鉱業権消滅のときまで持つていって、そうしてやめる際の鉱業権消滅に伴う担保にしたらどうか、こういうことも考えるのですが、そういう点についてもう一度お聞かせ願いたい。

○議院政府委員 供託金制度の改正の問題になるかと思いますが、これも法律的に一つの性格があるようでございます。私の知っている範囲におきましては、供託金制度というものの制約からその額もおのずから限度がある、それから供託というものは、毎年起つておる鉱害の賠償に充てるべきものでありまして、将来のためにそれまで固定した状態に置いて、こういう社外留保と申しますか制度をやつていくためには、新しい立法が必要になるのじや

ないかというように、今日までの研究の結果はそうなっております。そこでそれを将来どうするかという問題でございますが、これは先ほど来申し上げます通り、今直ちにこういう案がありますというところまで研究が進んでおりませんので、一つ御了承をお願いしたいと思ひます。

○多賀谷委員 では現在の法律の供託というのはどういう場合にとれますか。これは政令の問題にかかると思ひますが、政令はどういうことを予定して作られようとしておるのですか。

○議院政府委員 鉱業法には、鉱害を賠償したら供託金は取り戻せると書いてございます。これは一般原則でございます。そこで供託金を取り戻す手続を決定しなければならぬのはそれ以外の場合であるべきだ、こういう観点から、これは私どもの所管と申しますよりも、むしろ鉱業法関係あるいは法務省の關係になるのでございますが、各協議を進めまして到達いたしました結論は、鉱業権者が無資力または所在不明の場合に、残つた鉱害賠償をやるためにその配分の方法を定める、さういふ趣旨で書いてございます。でございますから、先ほど来の御質問の趣旨もこの中に入つてくるわけでございますが、しかしこれはどうしても手続によつて進めなければならぬ場合を例外的に規定するということになつておりまして、鉱害賠償が済まされた場合には取り戻し得るといふのが原則でございます。

力、所在不明の場合、こういうことで、鉱業権者から見れば最終的な段階、鉱業権消滅に近い段階——私は供託金というこの制度の金額が非常に多ければ率直に言つてこれは別の考え方ではないかと思ふ。ところが実際のこの七条に規定しておりますところの供託金の金額といふものは、これは金額それ自体は規定してありませんけれども、実際の金額は賠償に十分役立つような金額でないのです。ですから、一回鉱業権者も取り戻さないで、ずっと最終まで置いておけばいいじゃないか、こういう気持ちを持つのですよ、それはほゞ小さい金額であるから……。今炭界は逼迫しておるから、これだけでほしいのだからいへば別ですが、そうすると被害者の方では非常に安心感がある。ですから、供託金そのものの金額はそれほど大きな金額でないし、十分賠償に値するだけの金額でないのですから、そうすると鉱業権消滅の時期までそれを担保として置いておいて、鉱業権消滅のときは、資力があるうとなかろうと一応それが担保力を發揮する、こういうふうにする必要はありはしないか、こういうふうに考えたのですが、これは非常に困難な問題ですから一つ御研究をお願いしたい、かように考へます。

そこで次に質問を続けていきたいと思ひますが、まず自治庁も見えておるようですから他の官庁關係を先に済ましたいと思ひますが、実は自治庁も御存じのように、特別鉱害も一年でなくなるのですけれども、さらに臨時鉱害にも家屋が入つて参りましたし、所在不明の場合の家屋につきましても地方自治体の負担があると思ひます。この鉱害に關する地方自治体の負担分はどこで財政的に見ておられるか、これをお聞かせ願ひたい。

○柴田説明員 鉱害といふことの性質からいいますと、これを一般的普遍的に見るわけには参りません。従いまし通常は若干の地方債もないたし、特別交付税の配分の場合に、臨時、特別合せまして鉱害復旧事業について地方負担分の一部を計算の根拠に入れてやつていく、こういうことになつております。

○多賀谷委員 實際問題としては、福岡県なら福岡県でけつこうですが、福岡県が一年間に支出した賠償費のどの程度が特別交付税の算定の基礎になっているか、これをお聞かせ願ひたい。

○柴田説明員 これは事業が年度ごと若干浮動いたします。さういふ關係を考慮いたしまして通常二カ年分、三カ年度でいきますと、三カ年度と三カ年度の二カ年度間の鉱害復旧の地方負担分をとりまして、その大体二割、従つて単年度でいきますと四割になるわけですね。二カ年度の総額の二割ですから、単年度で大体四割、その程度のもので毎年出しております。福岡県の例で申し上げますと、昨年の例で県市合せまして六千万円ぐらいです。

○多賀谷委員 四割じゃ、地方財政が逼迫しているときに——それでなくても炭鉱の鉱害所在の県並びに市町村といふのは失業率も出ますし、いろいろな面で生活保護費も出ますし、出費が多いのです。それを地方交付税で見やるといふから、われわれ今までかなり見ているのだらうと思ひましたから、今聞きますと四割というのです

ね。四割では問題にならぬと思うのです。それにこれは市町村によつて非常にアンバランスがありますから、こういう面はやはり普遍的な財源でないだけに、私はかなり多くの率を見てやる必要があるのではなからうか、こういうふうに考へるのです。

○柴田説明員 地方団体の財源が交付税だけであるといふことならばお説も成り立つかと思ひますけれども、別に独立財源を持つてゐるわけですし、地方債も出すわけですね。特別交付税として見る分が、地方負担分の四割で決して少いわけではなく、むしろ多過ぎるぐらいに私は考へております。失業については失業対策費として見、鉱産税につきましては鉱産税で、別に鉱産税に見ることにいたしてありますし、それそれの町村について、別個の面から総合的にそれそれの分千について見るわけですね。鉱害復旧だけについての比率を申し上げますと、その全部の地方負担分を限りある地方特別交付税のソクでは見切れません。普通交付税で見ると分千につきましては——事業の特殊性から見まして被害の算定がでにくいのでありますからして、どうしても特別交付税になります。特別交付税で見ると数字は少くないと思ひます。

○多賀谷委員 あとの六割をどこから出しますか。地方債といひましては何が利益を生むようなものなんでしょうか、これは借りになるものであります。しまいに利子に困るといふことになつてくる。事業あるいは利益金を生むようなものならあえて言ひませんけれども、鉱害の復旧というものは、

ことに所在不明の場合の農地、家屋等の復旧に地方債でやっていくということは、私はこれは邪道だと思ふ、これは利益を生みませんから。地方債でやっていたのはたまたまぬと思ひます。

○柴田説明員 特別に鉦害復旧費として地方債を充てておりません。充てておりませんが、現実に割当られた地方債のワタの中で鉦害復旧事業を一部やっているわけでありませう。それは異例な措置だと言われればそうかもしれませぬ。そして鉦害復旧事業は全然利益を生まないとおっしゃいますけれども、鉦害復旧したあとと利益の残る面があると思ひます。しかし財源措置として必ずしも望ましいものではないとおっしゃられれば、それはさうかと申しますけれども、そのほかにも税収入もありませうし、その他の収入もあつて始末をしなればいかにぬという理屈は成り立たない。われわれの感じから言いますと、四割というのは多過ぎはしませぬけれども、決して少な過ぎやしないというふうに考へております。

○多賀谷委員 市町村は被害者の立場が多いのです。その被害者の立場が四割しか見ていただけなくて、しかも地方債で見てやるじやないか。金を貸してやるから、お前の被害はそれで償えなんて言われましても、それはもの考へ方が妥当でないと思ひます。ですからこの鉦害の市町村負担分は、市町村が当該施設に対する被害者ですから、この被害者の財源を地方債で見てやるということは全く邪道だ、こういうことをするとますます借金が多くなります。

なつてきて、今度は利子でもたまたまぬという形になると思ひます。

○柴田説明員 お言葉を返しますが、そのこと自身について市町村が被害者だという立場に立ちますれば、市町村が鉦害復旧事業を自分が継ぎ足してやらなければならぬ、継ぎ足して、つまり、国庫補助事業としてやるところに問題があるのじやないかと思ひます。現在さういう建前になつてゐる以上は、やはり市町村にも利益があるのだ、そして市町村としてやるべき仕事であるのだという前提があるのじやないか、さういふ前提に立ちますれば、現在の制度は完全だとは言ひませぬけれども、今の建前でのいふじやないかと考へます。さういふことを否定してしまひますと、お言葉のように全部事業団なり、あるいは国なりが炭鉱にかつて仕事をするという立場をとらなければならぬ。現在の建前はさうではないので、やはり市町村も国と力を合せてさういふ復旧に當るべきものだと、いう前提があるのじやないか、さういふ前提に立ちますれば、と、独断ですけれども考へるわけになります。

○多賀谷委員 あなたの方は財政需要額とか、あるいは財政収入額とか見られるのですが、大体交付税で見られる額と申しますとちよつと問題があるのですねけれども、交付税関係の支出として認めてゐるのと、それから実際問題としてほかの財源から持つてきて支出しているのと、割合は幾らくらいになりましか。県でも市町村でもトータルでいひます。

○柴田説明員 それはちよつと財源的にはわかりませぬのですが、私どももいたしましては、ここを計算の基礎に

置いてゐるわけでありませう。その金はどう使われているかということ、一般財源でありませうから、もちろん地方団体の自由であります。そしてこれは分けることはできません。

○多賀谷委員 四割が多いという根拠はどこにあるのですか。

○柴田説明員 通常地方団体の経費を基準財政需要で算定いたします場合には、市町村でいいますと、一般財源、税の三割くらい、府県でいいますと、二割三割くらいに置きます。だから通常は七割程度を財政需要を見ていくというのが普通の方式である。それからいへば、ほかの財源もあることだから、決して多いことはないけれども少しといへばぬじやないかということをおし上げたわけでありませう。

○多賀谷委員 これは特別の支出でありませう、しかも臨時の支出でない、かなり恒久的な支出です。さうして今受益者という面がありませうが、これは政策的に国が補助をするから市町村も負担をする、さういふ面と、市町村にあるいは県の施設そのものが被害を受けてゐる面とが二つある。ですから市町村が被害を受けておられる公共施設につきましても、被害者であると同時に、また国と同じ立場に立つ、いわば政策上の補助をする、負担をするという面とが二つあると思ひます。ですから被害者が、自分がみずから被害者であるというやうな場合に、これは考へ方を変えなければならぬのじやないかと思ひます。

○柴田説明員 ちよつと記憶がはつきりいたしません、たしか公共建物の復旧の場合、市町村なり県が直接被害の立場にある場合におきましては、地

方団体の負担がないはずであります。その他の場合につきましては、やはり被害者の立場という面ももちろんあるでありませうけれども、そのほかにはやはり地方団体が国と共同してさういふ復旧の仕事に當るといふのが本来の仕事だ、さういふ建前になつておると思ひます。

○多賀谷委員 ちよつと誤解をしておりまして、わかりました。さういふことは、統いて質問いたしたいと思ひますが、今度の臨鉦法の案等々の復旧によりましてどのくらいの家屋等は公共団体の負担になるか、大体予定されておるその率を通過省からお聞かせ願ひたい。

○讃岐政府委員 法律に書いておることは、政令で定める、さういふことになつておるわけでございますが、大体四〇％を国が持ちまして、それから地方公共団体が一〇％程度を補助する、さういふことになつております。その他の部分は、これは鉦害被害者の負担になるわけでございますが、この場合鉦害被害者が無資力または不明の場合におきましては残る部分の負担につきましても、国と地方公共団体、それから鉦害復旧事業団の三者でこれを負担する、さういふことになつておると思ひます。

○多賀谷委員 その割合を一つお聞かせ願ひたい。

○讃岐政府委員 その割合につきましては政令で定めるところになつておりますが、それで目下準備いたしております。準備ができ次第報告を申し上げます。

○多賀谷委員 政令で定めるところになつておりました、やはり審議

をしておることですから、大体どの程度であるといふことはかなり重大な問題です。ただ政令で定めるから、よろしくおまかせ願ひたいと言われまして、われわれはぜひ一応聞いておきたいという気持ちです。さういふお聞かせ願ひたいと思ひます。

○讃岐政府委員 大体の方向といたしまして、国が七〇％、それから地方公共団体で三〇％負担する、さういふことで話をまとめたといふことで目下政府部内で折衝中でございます。

○多賀谷委員 それから家屋復旧の場合の地盤沈下並びにそれに伴う家屋復旧以下の本来の、プロパーの家屋復旧、これについてはさういふ御処置をなさるつもりでありますか。

○讃岐政府委員 今申し上げたそれに關連してゐるわけでございますが、つまり補助の対象になる部分は地盤等復旧費でございます。それ以外の復旧費は原則として炭鉱が負担する、さういふことになつておるわけでありませう。その場合には所在不明の場合はその炭鉱の負担部分を、地方公共団体及び鉦害復旧事業団が負担する、さういふことでありまして、その負担の割合もその補助対象になつた額と補助対象にならない額との按分で参る、さういふことになつておるわけでございます。

○多賀谷委員 地盤をかさ上げする、さらにそれに伴う家屋復旧をその限度において、さういふ問題につきましては今お聞かせ願ひたいと思ひます。そこで、それ以外の、いわば地盤引き上げに伴う家屋復旧以外のプロパーの家屋については、しかも所在不

明の場合これをどういう割合でだれが負担をするのですか。

○讃岐政府委員 その地盤復旧を伴わない家屋の復旧というものはまずないであろうと存じますが、実際にありました場合にはこれは国庫の補助対象にならないわけでございます。従いまして、復旧の対象にもならない、一般の鉱害の賠償と同様のことになります。

○多賀谷委員 私の質問が悪いのか、どうも答弁がはっきりしないのです。が、実は所在不明の家屋を復旧しなければならぬ、そうすると地盤沈下をしておる、それをかさ上げをする、それに伴う若干の家屋の復旧補修をする、ところが本来家屋そのものが傾いておるという場合に、残工事があるわけですね。これをほっておくわけにいかないでしょう。ですから、この問題についてはだれがどういうふうに負担をするのか、こう言っているのです。

○讃岐政府委員 御質問の趣旨ですが、地盤等が陥没した場合を言っておられるのですか。陥没して復旧を要する場合ならば、補助対象になる部分はこれは国と地方公共団体とが持つ。そこで、鉱業権者不明の場合は、それ以外の炭鉱の負担部分、つまり補助対象にならない部分は事業団が負担する、こういうことでございます。

○多賀谷委員 続いて、所在不明の場合の公共施設ですが、この場合は、先ほど私が被害者と、こう言ったのは、その場合のことであつたと思ひますけれども、その場合は現在六〇対四〇で公共団体が持っているわけですね。その場合六〇というのが被害者である地方公共団体が持つ、こういうことになるのですが、その場合についてその六

〇対四〇という比率をどういうようにお考えになっておるか。

○讃岐政府委員 それも同様に七対三、逆に国が七〇％、地方公共団体が三〇％という方針で、政府部内で交渉を進めている次第でございます。近く決定する見込みでございます。

○多賀谷委員 その所在不明の公共施設あるいは家屋でもそうですが、いわば石炭生産というものは国の政策に直接受益者ではないのですけれども、いわばそれに準じた形においてあるいは政策の一部としてそれをやることは私はけっこうだと考えますが、公共団体の場合は、所在不明の場合には、これは被害者という形もある。そこで、三〇対七〇という比率は、現在の地方公共団体の地盤かさ上げ問題にしても三〇対七〇というこの三〇はやはり酷くないか、こういうふうに考えるのです

が、それについてお聞かせを願ひたい。

○讃岐政府委員 この問題は、地方公共団体からもいろいろ御意見がございまして、われわれといたしましては地方公共団体の財政状況等も考え、なるべく地方の負担にならないということで考えて参りました。しかしながら、この率を考へる場合に、公共事業費の負担の割合つまり国庫補助率の割合等も勘案いたしまして、この点以上には望めないのじゃないか、こういうことで大体七〇％及び三〇％の割合で決定してはいかがかと存じまして、目下そういう線で政府部内の意見をまとめている次第でございます。

○多賀谷委員 農地の例もあるのですからね。やはり私はもう少し率が下げ

られるのじゃないかと思うのですね。率直に言って、役所によって、農林省ならば力が強くてこれだけ補助金をとれるし、通産省ならとれない、こういうことなんですか。

○讃岐政府委員 農地の災害補助の場合の国庫の補助率も、特別になっておりまして、そういう前例と申しますかそういう基礎に合せて考えていかなければならぬものじゃないか、こういうふうな考へておるわけでございます。まあ農地だけ特別ということになるわけでございますが、これは基礎になる数字がそういうものであるというふうに御了承をお願いしたいのです。

○多賀谷委員 この三〇と七〇という数字は何か別に根拠があるのですか。

○讃岐政府委員 別に特別の根拠があるわけでもないのです。ただしその災害の補助金の場合にそういうふうな率で今日までやっておるので、そういう例にならう、そういう方向で考へざるを得なかった、かように御了承をお願いしたいと思ひます。

○多賀谷委員 災害は災害常襲地帯という言葉もありますけれども、これはいわば常時来るという形ではない。しかしこの鉱害の方はこれは常時支出です。その点も一つ考へていただきたい、こういうふうに考へます。これは、三十二年度は仕方がないにいたしましても、今後とも努力をしていただきたい。これは一つ事務次官に特別お願いをいたしておきます。

次に家屋の復旧の問題ですけれども、七千万円という金額が出ておりますが、この七千万円ほどの程度の家屋をどういう率で復旧されるつもりであるか、大体概略でよろしうござい

ますから説明を願ひます。

○讃岐政府委員 七千万円で大体一千戸程度復旧できると思ひます。

○多賀谷委員 七千万円で一千戸といふと、大体七万円程度ですが、七万円では普通家屋全般の復旧の—これはかさ上げも入れまして何%くらいになるのですか。

○讃岐政府委員 大体補助率が三五%程度になるだろうというふうに考へております。

○多賀谷委員 補助率三五%といふと、四対一対五という、その四が全部の家屋復旧の三五%になる、こういうふうな了解してよろしいのですか。

○讃岐政府委員 計算の基礎は、大体平均しまして、特鉱の復旧の実績から申しまして一戸当り二十万円になるだろう、そのうちの七〇%が地盤等復旧費、つまり敷地のかさ上げと、それに伴う家屋の補修に必要な経費であるう、こういうような実績に基づきまして、七〇%のうち国が四割、地方公共団体が二割を補助しますと、合計で五割の補助になりますから、従いまして全復旧費の三五%で……。

○多賀谷委員 地方公共団体も入れてですか。

○讃岐政府委員 はい、さようでございます。

○多賀谷委員 三五%と言われるから、これは少し上つたなと思つたのですが、国と地方公共団体を入れてのお話でありましたので、大体七〇%……これは今まで聞いておりました通りでありますので了承したいと思います。

それから特鉱の問題ですが、特鉱廃止後の残事業については、先ほど若干

のお話がありましたけれども、残事業はどのくらいの予定であるのか、またいつごろ復旧される見込みであるのか、これを御説明願ひます。

○讃岐政府委員 先ほど申し上げました通り、残事業は農地だけになるわけでございますが、その農地のうちでも種類がございまして、全体で二百五十八町歩が、さしあたり復旧できないものとして残るわけでございます。この二百五十八町歩の内容でございますが、炭鉱の所有地になったものが五十三町歩でございます。それから次は累層採掘の二次被害が進捗中のもの及び復旧費が著しく高く、反当り五十万円ないし百二十万円を要するので、さしあたり復旧できる状態にないものが二百五十八町歩ということでございます。

○多賀谷委員 二百五十八町歩についてはいつごろできるのですか。さしあたり計画があるのかどうか。

○讃岐政府委員 そのうちで二次被害の進捗中のものにつきましては、これは鉱害が安定する時期を待ちまして、一般鉱害として復旧する、こういうことで大体昭和三十三年、八年ごろには復旧できるのじゃないか、こういうふうに考へております。それから先ほど御質問がございまして、クリクになつてい

るようなものをどうするかという問題が、もう一つ残るわけでございます。これは先ほど申し上げました通り、その他の農地を復旧するためにやむを得ず犠牲にしたものでございまして、これの復旧のためには相当の長期間を要するであろうというふうに考へるわけでございます。この復旧には相当の土砂の量が必要でございまして、近隣にそ

の土砂が得られないために、やむを得ず犠牲になったものでございます。これに対する復旧に必要な土量といたしましては、近辺の炭鉱のボタを持つて参りまして埋めていくというような措置が必要になってこようかと思うのでございます。これにつきましては相当長期間かけて何とかして復旧して参りたいと思うのでございますが、この問題につきましては、現地の市町村なり被害者並びに炭鉱等の意見も聞きまして、実情に即するような適切な措置をとりたい、かように考えておる次第であります。

○多賀谷委員 私に、二次被害が起きているという場合には、あるいは昭和三十三年、八年までかかることはわかるのです。二次被害でまだ不安定だから……ところがクリークの場合は、これは長期間かかるというだけでは、どうも私は無責任だと思ふのです。被害がだんだん進行をしているという状態ではなくて、仕事に困難だということから、困難なら困難のように、どういう計画を持って復旧をすればどの程度はかかるということが一応目安にならないければ、特筆を廃止するについて、残事業についてわれわれは非常に不安でたまらない。そのクリークというものは、これは人工的なクリークと云えば非常に怒られるかもしれないけれども、あるいは緊急やむを得なかった処置かもしれない。しかしあの辺は御存じのようにボタ山もあるのですから、ボタ山で埋めるという問題もあるだろうし、それではどのくらい埋められるのか、あるいは何万年計画ならばそのクリークが埋まるのか、こういう計画がなくてはならぬと思うのです。

二次被害が起きてまだどんどん進行している分について少くとも昭和三十三年という線が出るなら、クリークならもう少し早く——あるいは期間的には長くなるかもしれないけれども、計画が出されてしかるべきだ、こういうふうに考えますが……

○讃岐政府委員 この問題につきましては、いろいろ御意見があるかと存じますが、特別被害の農地を、クリークを作らないで、つまり犠牲田を出さないで復旧したとしますれば、どのような問題であろうかということが、一つの問題であるかと思ひます。そうやっておりまして、近辺にどうしても土が得られない。河川の土なりあるいは近辺の山地の土なり持つてきて復旧するのが農地復旧の実情でございますが、これがどうしても得られない。そこで当時の関係者がやむを得ず一部を犠牲にするという決定をした次第でございます。これは全体の利益のために犠牲者が出たということ、了承されるのじゃないかと思ひます。私も現在これを考えて、あの当時この復旧をやつていくためにどうしたらいいかというのを考えてみまして、このような犠牲田を出すことはやむを得なかったと存じます。これは現地におきまして、現地の関係者も了承された事項でございます。やむを得ず、残念ながらこういう事態が起つた、こういうことでございます。そこでこれをどうするかという問題でございますが、これは一部鉱業権者の所有になつてゐるものもございまして、その所有になつてゐるものは法律上意味がないじゃないか、こういう議論もできるわけでございます。しかしさようなことはあまり

申しませずに、現地におきまして実情に即するように、関係者の意見を聞いて何とかやつて参りたいというのが趣旨でございます。これは実際やむを得なかったのじゃないかと、私もさうに存じている次第でございます。

○多賀谷委員 いや、私は過去のことを言つてゐるのじゃないのです。過去のことは被害者も了承してやつてゐるのですから、そのことを言つてゐるのじゃない。それで、クリークは不適地であるから永久に復旧しない、こういうことなら、答弁としては一つのそういう型もあるのです。これは了承しませんが、復旧するに、こういうお話をですから、復旧するについては、クリークの問題は、あるいは計画が若干後になつてそごを来たすということもありまして、一応の計画は立つと思ふ。ですからこの計画はどういうようにして行われ、いつごろになつたら完成するか、要するに復旧が完成するか、こういうことを聞いておるわけ

です。

○讃岐政府委員 残念ながらその御質問の趣旨に即応するようなお答へがでないのでございます。これは第一こゝうやらなければならなかつた事情から推しまして、どうしてもこれを犠牲にしなければならなかつた。それはなぜさうなつたかと申しますと、近辺にそれに適するといふ場所が、それに与へる土がなかつたわけですから。そこで今度はこれを計画的に何年間でやれとおっしゃいます。その土がないわけですから、その土をどこから得るかというところでございます。それは遠くから運べばできないことはございませぬ。それ

は経済的にあまりにも高価な復旧になるわけでございます。その点は御了承を願わなければなりません。しかしわれわれといたしましては、復旧はしないとは申していないのでございまして、これはできるだけ経済的に、相当の長期間を要しますが、御了承を願ひまして、現地の実情に即するように復旧したい、かように考えておる次第でございます。御了承をお願いしたいのであります。

○多賀谷委員 どうも答弁がおかしいのですが、クリークを作るくらい土がなかつた、こういうことなら、それはちよつとできぬ、こういうお話でございます。いや、します、こういうことをおっしゃつておる。するについては、これはかなり努力して計画を持つてやらなければなりません。イー・ジー・ゴイングな形で復旧はされません。少くともボタ山からあるいは車道をこしらえてだんだん運ばなければなりません。私はできないと思ふ。ほつといふたつてできやしません。ですから相当の努力をしなければならぬから、計画がなくなつたらぬ。その計画はどういう計画を持たれておるのか。いやこれは経済効果がとれない、この復旧は高くてできないから、しないんだ、こういうことならば、またそれは一つの答弁でしょう。しかしあなたの方はされるというのですから、一体いつごろまでできるんですか。計画がなくなつたこの特筆法を上げるわけにはなかないか、いふんです。

○讃岐政府委員 法律論をすれば、私は復旧しないといふことも言えるかと思ひます。しかし実際どういふような状況になりまして、どうするかという

ことが問題でございます。そこで非常な経済的な犠牲を払ひまして復旧するといふことがいかに、徐々にではあるが、出てきますボタを埋めることによりまして、経済的にそれほど非常識でない費用をもちまして復旧することがいかにいふことは、やはりこれはクリークを作らなければならなかつたそのときの事情とあわせ考えまして、計画的にやれとおっしゃいます。これはむづかしい話でございます。かすに時間をもつていただきまして、われわれとしては誠意をもちまして何とか復旧できるように努力をいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○多賀谷委員 どうも私は理解できないんですが、かすに時間をもつてとおっしゃいますけれども、昭和二十五年からやつておる。クリークを作つたときは、少くともこのクリークを作る以上は普通のイー・ジー・ゴイングの田でしようが、ほかを助けるために全部土をとつて上げた。そしてほかに持つていった。これが大きくクリークになつてしまつた。ですからこれを將來やるといふならやるといふので一つの方法があるけれども、やるといふことについては、最初から土をよその田に移すときから計画がなくなつたらぬのです。ですからそれを今ごろ時をもつてすると言われまして、もうすでに十分時がたつておるのです。特筆法というのは昭和三十三年の五月に終るといふことがわかつてゐるんですから、ですからこれをどうするかというところが今ごろになつて議論をされ、そしてまだ計画がないということ

は、私はきわめて責任がない答弁だといわざるを得ない。

○讃岐政府委員 そういふ議論も成り立つかと思ひます。しかし私といたしましては、これは何とかしなければならぬものであるという前提に立ちまゐり、法律上の議論等もいろいろございまいしょうが、何とかいたしたい、こういうことでございします。そこで国として、また地方の公共団体といったしましても、無理やりに何年間でやつてしまふということは、おそらく期待すべきような性質のものではないんじゃないか。それはやはりなぜこういうクリークを作らなければならなかつたか、こういう事態にさかのぼりまして考えたならば、そういう結論が出るんじゃないか、私はこういうふうにかつての次第でございします。

○多賀谷委員 私はかなり努力をしなければできないと思ふんです。普通の状態ならできないですよ。その土をわざわざとつたのですから、計画性を持ってやらなければクリークの復旧というのは私は不可能だと思ふ。とつたつて、いつになつたつてそれは埋まらしてしまふ。少々のボタを持ってきて埋まらしてはしない。やはり計画を持って、そして車道を引いて、そしてボタならボタを埋めなければできないんですよ。そうでしょう。それは自主的解決を待つ、そして復旧をしないでおさめるといふのは別ですよ。復旧をするといふ以上は、徹底的な計画を持って、そしてそれはあるいは昭和三十三年度というのが昭和三十三年になるかもしれないけれども、計画性を持ってやらなければ、これだけ大きなクリークが埋まるということは考え

られない。わずか三輪車ぐらいのボタでそれは埋まるという状態ではないんですよ。ですから私は、この問題については十分態度を明確にして、もう通産省としては腹をきめてこの席に臨まれたと考えるのですが、何か復旧をするような、しかもそうでもないような答弁をされると、関係者は非常に迷惑をしますと思ひます。明快な御答弁を願ひたい。

○讃岐政府委員 それはもう見解の相違になるかと思ひますが（見解じゃない、事実問題だ）と呼ぶ者あり）事実問題でございしますが、このクリークがでるときに、どうしても土が得られなかつたんです。そこでそれを犠牲にしなければできたらなかつた。だからその当時においてこのクリークを作ることをみんな承けてくれたるわけなんです。その上立つてこのことができた。そういうことでございしますから、これは法律論をいたしますれば、特許法のちや外ということもできるんじゃないか。そういうことも言えると思ひますが、さういふことは申しませんが、何とかして復旧するようにいたしたい、こういう前提で申し上げてゐるわけでございます。これはどの土の不足をまかなうためには、これは尋常の手段ではいかぬわけでございます。そこで計画を立てるとおっしゃいます。でも、なかなか計画は立たぬわけでございます。だから経済的に何とかしてやりたい。それには現地の皆さんとも相談しまして何とかいたします、こういうことでございします。

○多賀谷委員 どうも僕は納得できないんですよ。僕は理屈を言つておるのじゃないんですよ。それは法律論の見解

の相違じゃないんですよ。と申しますのは、非常に困難ですね。困難ですから、尋常なことではできないと、おっしゃる通りです。ですから、やるならやるについて、今から計画を持つてやらなければ簡単ではない。また何とかしますと言ひましても、それができくらないなら今できておる。それができないのですから、これをどうしてやるかという計画を持つておやりにならなければできないだらう、こう言つておるんです。復旧をしないでとにかく片づけるというのならまた話は別です。しかし復旧をするということになると、やはりこれは相当な計画を持つて、そして車道も引き、ディーゼル・カーも持つてきてやらなければできないだらう、こういうふうに思ふんですかね。

○讃岐政府委員 復旧いたします場合には、それは車道もディーゼル・カーも必要かと思ひます。しかし問題は土を確保することでございますから、これは今も申し上げます通り、近辺のボタを運んで、ボタも十分には得られるわけではないのです。今後発生してくるボタをおいおい入れる。従いまして相当時間がかかると思ひますが、さういふことで復旧していくようにいたしたい、かように考えておるわけでございます。これを何年計画でと言われましても、これは相当の長期間かかるだらうと私も思ひます。そういうことで考えておる次第でございします。

○多賀谷委員 では委員長も所用があるそうですから、この問題はあすに延ばして、さらに追及することにいたします。

○福田委員長 本日はこの程度にとどめます。次会は明六日午前十時より開会することにいたします。

これにて散会いたします。
午後六時十一分散会